

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月19日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成20年3月19日 水曜日
開 会 午前10時05分
散 会 午後5時23分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第8号議案 沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 2 乙第9号議案 沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 乙第19号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 5 乙第20号議案 沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 6 陳情平成16年第49号、同第58号、同第59号の2、同第68号、同第129号、同第132号、同第133号、同第137号、同第140号、陳情平成17年第2号、同第5号、同第76号、同第77号、同第113号、同第158号、同第159号、同第171号の3、陳情平成18年第4号、同第24号、同第44号の3、同第64号、陳情平成19年第23号、同第25号、同第26号、同第28号、同第32号、同第34号、同第36号、同第40号、同第41号、同第45号、同第50号、同第52号の3、同第58号、同第61号、同第69号の3、同第73号、同第80号、同第87号、同第97号の2、同第99号、同第100号、同第102号、同第112号、同第117号、同第128号、同第129号、同第155号、同第158号、同第159号、第5号、第9号、第18号、第26号の3、第28号、第32号及び第33号

出席委員

委員長	前島明男君
副委員長	辻野ヒロ子君
委員	仲田弘毅君
委員	親川盛一君
委員	伊波常洋君
委員	仲里利信君
委員	狩俣信子君
委員	兼城賢次君
委員	比嘉京子君
委員	前田政明君
委員	赤嶺昇君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文化環境部	長	知念建次君
環境整備課	長	安里健君
教育	長	仲村守和君
教育管理統括	監	杉浦友平君
総務課	長	瑞慶覧長行君
財務課	長	小橋川健二君
県立学校教育課	長	喜納眞正君
生涯学習振興課	長	島袋道男君

○前島明男委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第8号議案、乙第9号議案、乙第18号議案から乙第20号議案までの議案5件及び陳情平成16年第49号外56件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、文化環境部長及び教育庁の出席を求めています。

まず初めに、乙第18号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書56ページをお開きください。

教育委員会所管乙第18号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、児童生徒数の増減等により、学校職員定数を変更する必要があることと、沖縄県職員定数条例に倣い、定数外の職員に関する項目を追加する必要があることから、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、学校職員定数については県立高等学校の4420人を4370人に50人の減、特別支援学校の1565人を1569人に4人の増、県立中学校の8人を11人に3人の増、市町村立小学校及び中学校の9253人を9284人に31人の増、合計1万5246人を1万5234人12人の減に改めるものであります。

定数外の職員に関する項目については、教育公務員特例法等の各法令及び条例に基づく休職、休業者等に関する規定の整理を行い、該当者が復職し、又は帰還した場合は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができることとする条項を加えるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成20年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○前島明男委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 市町村の小学校、中学校は9284人ということですが、その中で30人学級についてのかかわりではどうですか。何クラス分がこれに入っているのか。

○仲村守和教育長 30人学級に関連した御質疑だと思いますが、実は30人学級につきましては、昨日の3月18日に30人学級制度設計検討委員会から報告を受けたところをごさいますて、1年生から導入するという事で申し上げていましたけれども、条件として下限25人を設定しまして、加配定数の範囲内において、教師等が対応可能な学校で実施をいたしたいと思っております。その結果としまして、小学校1年生27校において29学級で加配を予定しております。その結果としまして、30人以下学級が小学校274校中211校、77パーセントの学校で実現の見込みとなっております。その加配定数につきましては、2月1日に私は文部科学省に赴きまして、定数の要求をしてまいりました。そういうことで満額の定数加配をいただくことができまして、そういう定数も少人数学級のための加配定数であります。それを活用して今回27校、29学級に30人以下学級を導入したということをごさいます。

○狩俣信子委員 仲村教育長、大変お疲れさまでした。まずはこれは第一歩だと思いますね。ただちょっと気になるのは、教室のあるところということになりますよね。そうすると次年度からがちょっと気になります。知事の公約は4年ですから、4年でこれを小学校1年生から6年生まで導入するということになるわけですから、教室があいているところで、次年度はどうなるのか。それにあわせて教員定数というのをお願いしていくのですか。教室があいていなければやらないということになるんですか。

○仲村守和教育長 教室、施設に関しましては、市町村の教育委員会の対応でございますので、その空き教室がないところで、今回導入することができませんでしたので、それが学年進行で2年生になったときに1年生、2年生で空き教室があるかということもございますよね。それについては市町村と連携をしながら市町村にもお願いをしながら導入ができるかどうかということで、今後市町村との連携をとりながら進めていくということをごさいます。

○狩俣信子委員 今の新1年生が29クラスですよ。この子たちが2年生に上がってもそのままですよ。そうとは限らないのか。それとも新しい1年生だ

けに導入するのか。

○仲村守和教育長 これは選択肢が要するに、まだ77パーセントは解消しましたけれども、また残り23パーセントございますので100パーセント広げることができるのか、あるいは2年生まで学年進行でできるのか。あくまでもモデル事業としてまずは1年生から導入ということで、研究指定という形で次年度は導入してまいりますので、これはそのまま学年進行で行くかどうか、これは選択肢の一つとして研究させていただきたいと思います。

○狩俣信子委員 だから、教育長の苦しい答弁はよくわかりますよ。でもこれは公約ですから、公約をどう実現していくかということで、また教育委員会としても努力してもらわないと困るわけで、例えば次年度についても定数で要求をしていくと思うんですが、これはモデルケースとおっしゃったからちょっと気になっているんですけれども、公約で4年以内に実現しないといけない。モデルケースでいくと言うものですから、これは制度設計の計画上はどうなっているんですか。何年で実現するとなっているんですか。

○仲村守和教育長 とりあえず1年生から導入するというのと、我々は低学年とお答えしてきておりますので、低学年というのは1年生、2年生ですので、その1年生、2年生から導入していったら、その効果、成果を見きわめて今後につなげていきたいと思っております。

○狩俣信子委員 だからそこが教育長が苦しい答弁だと思います。4カ年で実現していく。小学校低学年じゃない。小学校1年生から6年生までにこれを実現していくということが公約であるわけですから、モデルケースとかということではなしに、小学校全学年に導入していかなくてははいけない。そのための定数とかその計画をやっているわけで、今回一步踏み出したというのは高く評価をいたしますが、しかしこれからもしかりやっていかなくてははいけない課題ですので、これはそのままにしておきます。これにつきましては、新しい部分が沖縄県学校職員定数条例第3条で入ってきて、私も説明を受けましたら、今までの定数外ということにつきましては大分整理されたということでありますので、これでよかったのではないかと考えております。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 ちょっと確認しますが、教育長は小学校低学年というお話だったんですけれども、知事の公約は小学校と中学校と私は認識しているんですけれども、これは実際にはどうなんですか。小学校だけなんですか。中学校も含まれているんですか。

○仲村守和教育長 知事の公約は小学校での導入だと思います。

○赤嶺昇委員 これは全学年と理解していいんですか。

○仲村守和教育長 我々は低学年だということによってやっておりますので、どう拡大していくかについては、市町村の教育委員会の意見も聞きながら、実際に効果としてはどうなのかということですね。あるいは小学校1年生が小1プログラム、中学校1年生が中1プログラムと言われておりますよね。中学校1年生まで行くのかどうか。いろんなことを踏まえながら、今後の検討にさせていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員 すぐいつできるのかということを知っているのではなくて、知事の公約は皆さんは基本的に小学校全学年で30人学級を目指すという認識でよろしいですね、という確認です。

○仲村守和教育長 はい。これは知事の公約は小学校への30人学級導入と理解しております。

○赤嶺昇委員 その中で、達成率が77パーセントということで、一歩前進したと思っております。実は小学校1年生、2年生で既に30人以下のクラス編成をした例が何年か前からありますよね。その効果はどのように出ていますか。

○仲村守和教育長 低学年で35人学級として導入してございますけれども、効果として児童生徒における成果として2点挙げてございますが、児童生徒が実態に応じた集団編成及び少人数編成等により発表や質問がふえ、主体的な学習や意欲的な姿勢が多くなったということと、あと1点は多くの児童生徒がわかった、楽しいという思いを持って学習に取り組むことができたというのが児童生徒の成果での2点です。

それから、教職員としての指導上の成果として4点挙げてありますけれども、

複数の教師で教材研究をすることによって、深まりが出て指導方法の改善につながった。2点目には指導のねらいや取得しにくい単元等に応じて、意図的、計画的に集団編成に変化がつけられたということです。そして児童生徒の実態に応じて、きめ細かな指導が実施できたということです。

○赤嶺昇委員 この効果で、去年全国学力テスト関係で、沖縄県に非常に大きな課題が出たんですけれども、先生方それから児童生徒は非常にわかりやすくなった。これは学力向上の面ではどのように成果が上がるのか。確実に30人学級、これは35人学級という形でやっていますけれども、これはどうなんですか。

○仲村守和教育長 やはり少人数学級の効果としては、子供たちに本当に気配り、目配りができていくと思いますので、そういう面ではわかる授業というのが展開しやすいということで、いろんな波及効果が出てくると思っています。

○赤嶺昇委員 ぜひとも学力向上の観点からも、しっかりと進めていただきたいと思います。

それから、高等学校の教員数が50人減ということですが、これは実質的に生徒はどれくらい減っていますか。

○仲村守和教育長 12学級減ですので、480名の減に伴うものでございます。

○赤嶺昇委員 これは今後、推移が見えると思うんですね。やはり同じような割合で減っていくということになっているのかをお聞かせください。

○喜納真正県立学校教育課長 これから先、大体5年程度でほぼ横ばい状態で推移していくという状況でございます。

○赤嶺昇委員 横ばいというのは、これは去年と比べて480名減ということで、しばらくは減はないということで理解していいですか。

○喜納真正県立学校教育課長 そのとおりでございます。

○赤嶺昇委員 この480名減による授業料はどれくらい減りますか。

○小橋川健二財務課長 480名の減に対応する授業料の減ですが、5996万円で約6000万円でございます。

○赤嶺昇委員 こうした減が結果的にまた授業料の値上げにもやはり影響するのか、今後の見通しについてもお聞かせください。

○小橋川健二財務課長 昨年の11月議会で、授業料の改定の議決をいただきましたが、その際には理由といたしまして赤嶺委員がおっしゃるような少子高齢化で子供たちの数がかかなり減ってきたということが理由の一つでございます。先ほど県立学校教育課長から生徒の数の見通しについてのお話ございましたけれども、調査の仕方でかなり子供たちが県立高等学校にどれくらい来るのかということが異なってきますので、一概に現時点で将来は何名になりますということはなかなか申し上げにくいわけですが、おっしゃるように仮に減っていくということになりますと、あるいはまた教育にかかる予算、環境整備のための予算というものも年々増大をしておりますので、その関係で改定ということは将来的にも考えられるところではございます。しかし現時点では将来改定いたしますということはなかなか申し上げられないところではございます。

○赤嶺昇委員 先日、県立高等学校の受験がありまして、2次募集をかけるとほとんど定員割れですよね。定員割れが結局は学校が多いということなのか、この定員割れが大分目立っているものに対してどう理解したらいいんですか。生徒が少ないということなのか。

○仲村守和教育長 希望者と定員はちょうど同じ数になっていきますので、この2次募集を導入した目的というのが、まず最初に自分が行きたい学校にチャレンジをしていくということで、チャレンジをしてもし結果としてよい結果が出なくても次の2次募集で自分が次に行きたい学校に行けるというシステムでございますので、そういうことでひょっとしたら最初の段階で定員にあきがある学校も出てきているという状況で、2次募集で幾らか埋まりますけれども、それでも自分の目指したい学校ということで、1年間再チャレンジをするという生徒も出てきていると思っています。

○赤嶺昇委員 先ほど、定数外について少し説明をいただきたいんですけども、もう少し詳しく、どのように変わっているのか、もう一度お願いできますか。

○喜納真正県立学校教育課長 これまでは条例の中で定数外とする職員についてが明記されていなかったものですから、例えば休職等につきましては定数内で換算しておりました。ところが定数外にするということが明記されましたので、これまで定数管理が非常に厳しいところがあった点がやや緩やかにと申しますか、やりやすくなったということでございます。

それから、県の知事部局の職員定数条例の中にも全く同じ条項がございます、それに倣ったということでございます。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどの質疑に関連しまして、30人学級でまず知事の公約のとおり小学校すべてで実施するという場合の職員の人数をまずお答え願えますか。

○仲村守和教育長 教職員増としては674名で、年間に43億円必要となります。

○前田政明委員 前にも言いましたけれども、山形県の教育山形さんさんプランで、要するに知事が道路その他は削ってもやむを得ない。子供たちの将来をということで4年間で本当にやったんですよね。僕はこれを知事に見せたんですよ。公約というのはこういうことだと。ちゃんと予算も大体こうやるんですよと仲井眞知事には教育山形さんさんプランを渡して見せましたけれども、だから山形県の教育学部などはふえて、今まで何年間も教職員の採用が足りなかったのが、採用があるということで若者が希望を持てるということで、学校の先生になるという展望が開けたということです。これは674名で、年間で43億円というのは教育長の頭にはないと言ったらおかしいけれども、これは夢物語だと思っているわけですか。

○仲村守和教育長 教育委員会としては、まず低学年から実施をしていきたいということで、いろんな財政面等もいろいろございますので、財政的にクリアするべきもの、それから施設面で市町村が対応するべきもの、いろいろございますので、それも勘案しながらやはり市町村の教育委員会とも連携をしながら今後を検討していきたいと思っております。

○前田政明委員 何度も聞くんですけれども、674名で年間43億円、これは正規職員でということですよ。正規職員で43億円ということですか。

それと、私は学力の問題、現場における先生方の病気の問題、本当に子供たち一人一人をどうするかと、前にも言いましたけれども那覇市議会議員のとき回ってきました。やはり25人以下学級の教室は静かで、4年生から30人学級のところを見たら違うということで見えてきましたけれども、やはり674名で年間43億円というのはこれは当然知事はわかっていて、県民の切実な願いとして公約に掲げたと思うんですよ。だから公約というのは普通は現実的なもので、夢ではないんですよ。今聞いていますと、このところが非常に差があるなと。ここはぜひ私どもとしては、公約なので山形県などのような形で知事が決意を持って集中と選択の今度の予算編成の中でもそれが見られるかどうかというのは大変重要なところだなと思っております。そういう面では不十分かなと思います。この今まで言われている臨時的任用職員と言うんですか、正規の先生方ではない方々は何名おられるのですか。

○喜納真正県立学校教育課長 平成19年5月1日現在でございますけれども、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を合わせまして749名でございます。

○前田政明委員 この方々は、正規の先生方と同じような仕事をしていると理解していいんですか。

○仲村守和教育長 はい。そのとおりです。

○前田政明委員 クラスも持っている方は何名くらいなんですか。

○仲村守和教育長 クラス担任が何名かというのは、ちょっと把握してございません。

○前田政明委員 いつもそうなんですけれども、749名というのは定数の枠との関係ではどうなるんですか。今出ている1万5234名の関係ではどうなんですか。

○仲村守和教育長 これは定数内の臨時的任用職員でございますので、そういう補助につくということです。

○前田政明委員 これは前にも予算特別委員会、決算特別委員会で何度も聞いているんですけども、臨時的任用職員の年間所得と言いますか、給与は正規職員との比較というのはどうでしたか。

○瑞慶覧長行総務課長 本務職員と臨時的任用職員ですが、基本的に学歴等を含めた査定については同じでございますので、ただ本務職員につきましては当然年齢的な形で行きますとほぼ44歳、45歳くらいの平均になりますので、それは当然臨時的任用職員は若いですから、その年齢的な、経験的な差での給与の差がありますが、算定としては基本的には同じということでもあります。

○前田政明委員 前は予算特別委員会、決算特別委員会でしたか、大体本務職員の平均給与は650万円から680万円くらいですか。それで臨時的任用職員の場合は360万円くらいで、年間で何10億円か節減していますよねということで質疑して皆さんは答えたことがあるんですよね。だからそういう面で今のトリックというのか、今の答弁はこれまでの予算特別委員会、決算特別委員会での答弁を覆すものですか。

○杉浦友平教育管理統括監 繰り返しになりますけれども、同じ年齢あるいは同じ経験年数の方であれば臨時的任用職員であろうと本務職員であろうと給与は同じでございます。ただ結果的に臨時的任用職員の場合は若い職員を採用しますので、結果として給与は安くなるということもございます。

○前田政明委員 結果として、平均で比較した場合に、臨時的任用職員と本務職員を採用した場合の749名を掛けたら一般的にどれくらいの差額が出ますか。

○前島明男委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から給与差額については後ほど答弁したいとの申し出があり、了承された)

○前島明男委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 前も他の委員からもありましたけれども、現場で出ていたのは、例えばクラスを持ちますよね。夏休みとかの休みになりますと手当が出な

いという形も聞いていたもので、そういう面では定数内臨時的任用職員の置かれている身分、僕が現場から聞いたら校長先生にも一々頭を下げないといけなし、いろんな仕事で雑用もさせられているとか、ある面では非常にひどい状況を現場から勉強会では出ていたんですが、それはおいておいて、聞きたい趣旨は本当は30人学級をやるという前提で674名の定数がふえる。しかしその中でも現在の定数の中でも749名は臨時的任用職員ということで、非常に不安定雇用になっているということですのでけれども、この臨時的任用職員というのは大体何年間継続して働けるとかそういう保障というのはあるんですか。

○仲村守和教育長 これは制限はございません。何年でも希望してあきがあれば働けるということでございます。

○前田政明委員 これは正規職員に切りかわる場合にはどのようにするんですか。

○仲村守和教育長 教員採用試験で合格をして、任用されたときに正規採用されます。

○前田政明委員 採用されて、この前もありましたけれども、正式に採用されるまでに二、三年でしたか。

○仲村守和教育長 長くて大体2年ですね。一、二年では採用されています。

○前田政明委員 県立特別支援学校で、このところは今議論になっていますけれども、これは将来的には今の4名増ということになりましたが、これは大体どんな形の4名増なのでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 平成20年度は生徒数が見込みとして22名の増が見込まれております。それに伴う増でございます。

○前田政明委員 これは養護学校の関係ですか。どういう分野ですか。

○喜納真正県立学校教育課長 教諭でございます。

具体的にどこという数字が申し上げきれないんですけれども、大平養護学校が増になる予定でございます。

○前田政明委員 増ということですよ。

最後に、30人学級を4年間でやるというのが知事の公約であると。そうするとそのためには674名の増が必要でこの支出が43億円。それから30人以下学級を実現するための施設の教室の数及びこの予算というのは幾らくらいになりますか。

○仲村守和教育長 単純に言って、674名の増ということは674教室必要ということなんですよ。となりますと市町村がどれくらい空き教室があるのかというのは我々としても調査してございませんので、1年生導入については調査をして今回、27校で29教室とやっておりますけれども、調査してございません。

○前田政明委員 調査していないではなくて、30人学級をやるとすると、当然674名、年間43億円がふえると。こうしたら皆さんが知事の公約を守るとしたら当然空き教室がどれくらいあって、実質的にはどうなんだというのがわからないと僕は少なくとも検討委員会か何かを立ち上げた流れの中で、当然こういう基礎的なデータは掌握されているというような理解で聞いているんですよ。それを674教室が必要です、けどこれが實際上どのくらい空き教室があって財政的にどうなのかということが僕は財政的にどうなのかと。人件費には43億円かかるけれども、30人以下学級をやろうとしたら物理的に、これは公約だから、教室をつくるのに何教室が必要で、それは市町村といろいろ話をする場合、幾ら必要だというような形のを皆さんが仕事をする上では当然掌握して起案をするというのが仕事のやり方じゃないんですか。全体ができていないんですか。

○仲村守和教育長 本会議でも明言いたしましたように、まず低学年から導入をしてまいりたい。1年生、2年生でまず導入をさせていただきたいという話を申し上げましたので、今一、二年生についてはすべて空き教室も全部点検してございますけれども、1年生から6年生まででどれくらいの空き教室かというのは實際上まだ調査していないということでございます。

○前田政明委員 この学校で1年生用の空き教室と5年生、6年生用の空き教室というのは別々なんですか。教室の大きさが違うのか。

○仲村守和教育長 30人学級をやる場合に、どの学校で実際に30人学級になる

のかどうか。要するに1年生、2年生が何名いるのか。今1年生は35人ですね。3年生からは40人学級ですけれども。その数で何名の30人学級ができるのかどうかですね。その人数も全部見て、そして実際にどの学校で30人学級ができるのかという非常に細かい計算と調査になりますので、1年生、2年生で実際にわかるのが498教室の実際沖縄県で余裕教室があるということは把握してございます。その498教室にそのまま1年生から6年生までの30人学級導入ということにはならないと思います。

○前田政明委員 私が聞きたいのは施設費は幾らかかるのかということですよ。知事の公約を実現するためには皆さん当然、いろんな教室を調べてもらって、概算でも幾ら施設整備に必要なのかということは答えてください。

○仲村守和教育長 施設整備で教室をつくることについては、これは市町村の教育委員会で、市町村の責任ですので、市町村がどれだけの規模、どういう教室をつくるのかというのは市町村主体ですので、それについて我々が各市町村の予算を把握して、ここで答えるというのはできないと思っています。

○前田政明委員 教育長、いいかげんな答弁はだめよ。1クラスの定数はどこが決めるのですか。市町村教育委員会が決めるの。違うでしょう。前もここで議論しましたが、1クラス何人にするというのは、県の規定で決めると法律的にはなっているでしょう。今度30人以下というものの運用上の問題ではなくて、政府はできないが、都道府県が各市町村がやるならそれはいいと、その場合はちゃんと都道府県教育委員会が、1クラス30人以下なり規定することができるとなっているじゃない。そういう面では、市町村が1クラス云々じゃなくて、法整備上は30人学級のクラス編成の規定を含めてここで議論して、皆さんは訂正して答弁したでしょう。クラス編成について市町村がやるのですか。国がやらないから、県の方でちゃんとやるんでしょう、違うの。

○仲村守和教育長 クラス編成定数については我々は提示しますが、その教室施設については市町村の責任ですという話をしているんです。

○前田政明委員 私は今それを聞いているんじゃないんですよ、公約でしょう。30人以下をやるための法的根拠は、県教育委員会の方でちゃんと決めて、それをやるんだと。その場合に25人以下ならそれは市町村の運用の問題でできる。今僕が言っているのは、知事が公約で30人以下をやるんだと、僕は前も仲宗根

教育長のときにやったのは、壺屋小学校等の小規模校が統廃合の対象になっている、そのときに議論したんですが、やはり今クラス編成も含めてこれは国ができないから県がやると法律的にもなっている。じゃあそれぞれの市町村の適正規模校の基準については、30人学級以下が好ましいけれども、現在のところは40人以下となっているので、それでいくと壺屋小学校や前島小学校等は小規模校で、統廃合の対象になりますと。そうじゃないでしょうとそのときも議論しましたよ。これは県の責任なんだ。それが全体的に今の各学校の適正規模化をやる場合に、県の法令で30人以下でやるということになれば、市町村の適正規模のやり方も変わってくる。そうなると小規模校も存続しますと、この委員会で議論した。仲村教育長、ごまかしたらいけないよ。学校をつくったりその他施設は市町村でしょう。だけど30人以下学級が政府のいろいろな規制があって、いろいろな流れの中で都道府県でできるとなったから全国でやっているでしょう。皆さんの責任でしょう。皆さんがちゃんとしなければできないわけだから、そうなると全く無責任ですよ。30人以下学級をやるという点での法整備を含めて、この権限は県教育委員会にあるんでしょう、教えてくださいよ。

○仲村守和教育長　そういうことで我々は平成16年から、35人学級を一、二年生に導入しております。山形県であれば、教育山形さんさんプランというのは33人を1年生から6年生に、これも県独自で30人ではなく33人にしようというものであります。人数については、委員がおっしゃるように県でできるわけです。そういうことは、さっきの話で申し上げているように、県で30人学級を低学年からとりあえず導入しますという話をしているわけです。

○前田政明委員　全国で30人以下学級をやってくれということで、本当は国が制度として法整備をしてやりなさいと。しかし財政上いろいろあるものだから、やれる都道府県でやりなさいと非常に無責任なやり方になって、今の、教師や生徒の教育の状況がつくられていると思うんだが、私が言いたかったことは、これは県教育委員会独自の仕事ですよ。そういう意味では、30人以下学級の状況は文部科学省でも山形県その他を含めて実証済みじゃないですか。そういう状況の中でモデルケースで、これからその教育効果について検討するというのは時代おくれじゃないですか。今僕がなぜ聞いているかといえ、これは逃げ道じゃないの。先ほどの定数のやつも県の責任をあいまいにした。次は教室の問題もあいまいにしている。そして問題は、これはモデルケースも何もない、実施するということでしょう。知事の公約は研究課題じゃないでしょう。

○仲村守和教育長 文部科学省からの定数は、少人数加配での定数で来ているのです。これについてはやはり研究指定という形で来ますので、35人学級についても、これは研究指定という形で入っているんです。35人学級を一、二年生でやっていますが、これはあくまで研究指定ですよということで、文部科学省は40人なんです。40人を譲らないので、私が2月1日に行ったときも、あくまで文部科学省は40人ですということで、少人数の指導で学力等いろいろな絡みで、加配をしてくれという話をしましたので、研究指定云々はあくまで少人数加配の中で文部科学省からもらっているものですから、これは研究指定という形のを打たないといけないわけですよ。すぐ県のお金で今すぐやっているわけでもなくて、文部科学省からの少人数加配を今604名とって、その中で運用していますので、35人学級と同じように30人学級についても研究指定という形の名称をつけさせてくださいという、ちょっと言葉足らずでしたが、内実はそういうことなのです。

○前田政明委員 そういうことはわかって質疑しているんです。だから県単独事業が必要なんだよ。だから橋をつくるよりも教育山形さんさんプランの話をしているわけですよ。これを使うことはいいんだよ。けどそれだけでは30人以下学級というのはいかない。だから県の予算をどうするかと、集中的に選択して使うという、今の県の予算の配分の仕方からすれば、これは当たり前なことなんだよ。だから今やっている少人数学級なり、加配は使いなさいと。使って、大体全国的には一、二年やっている。それができないんだよ。本当の意味で30人以下学級をやろうと思ったら。それをわかって僕は質疑しているんだよ。ということは、夢物語ですかと聞いているんです。公約じゃない、今のはだましの手口ですよ。30人以下学級という公約はこんなもんじゃない。これは運動の流れの中でここまで来て、そこは評価するけど、そこは一般的な話なんだよ。これ以上言ってもあれですけど、与党の皆さんも公約なので、これは当たり前なことであって、これでいくとこれ以上はできませんということなんです。だから施設の予算は幾らか、職員は幾らなんですかと。長期的に見ても50億円、60億円、100億円というお金が県単独事業として必要なんだよ。それほどお金をかけてでも将来の子供たちのため、沖縄のためになると。だから教育に予算を投じるんだという腹づもりがないとできないんだよ。それを教育山形さんさんプランでは、保守の知事ではあるけれども、今の子供たちや先生方の状況を見て、ここは決断しようと言ってやったので教育山形さんさんプランの意味があるわけで、こういう加配を使うのは大いに結構なんだけど、そこには限度がある。その限度を乗り越えるのが公約だし、教育委員会の仕事ではないかとい

うことで、仲村教育長、僕は本当の意味でこういうことを乗り越えなければならぬという前提で質疑しているのですが、どうですか。

○仲村守和教育長 今後頑張ってまいります。

○前田政明委員 私もいろいろな勉強会で提案して、30人学級を実現するのは知事も公約だから、県民運動をやろうということで、いろいろな教育関係者も動いていますよ。これはやはり仲井眞知事の公約でもあるし、今の学力の問題、先生方の問題、子供たちが一人一人、先生に声をかけられていると。そして少人数学級はやはり落ちついていますよ。友達がふえた。それなりに落ちつきながら先生も仕事ができるということで、これは文部科学省のほうでも検証済みだし、私が見つかったのは、公約というのが夢物語になっているということで、その中で教育委員会が必死に努力をして頑張っている姿はわかりますよ。だけどそれではだめだ。だから知事、本当にあなたの公約を実現するためには、少人数加配ではだめなんだと。だから教育山形さんさんプランのように、県の予算を優先して教育委員会に配分してほしいと。そして知事が言っているようなものを私たちはやりたいですというものを、教育行政は独自の権限をもっているわけですから、ぜひ教育委員会議等でそういうことを徹底してやっていただきたい。そういう意味では県民運動を起こして、議会でも私たちは支持する立場ですから。ただ残念ながら教育長が、そういうことしか県議会議員はわからないんじゃないかという形で議論をしたつもりはありませんが、今の答弁の仕方は極めて遺憾ですよ。もっとまじめに子供たちのために、これはやりましよう。そのために皆さんには権限があるんだから。そういう面では応援します。頑張ってください。

○瑞慶覧長行総務課長 先ほどの前田委員からの、本務職員と臨時的任用職員との給料差額の件の御質疑ですが、これは平成18年10月の人事委員会報告給与実態調査をもとにしますと、小中学校教諭の本務職員が月額37万9764円です。その時点の臨時的任用職員が23万4267円、差額が14万5497円で、先ほどの臨時的任用職員の数の749人にかけますと、ひと月約1億900万円です。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今の臨時的任用職員の749名ですが、この全体に占める割合

は全国的に見たらどうなっているのですか。

○仲村守和教育長 割合としましては6.3パーセントで、全国の平均はないのですが、九州各県の平均で6.3パーセントなので九州各県並みでございます。

○比嘉京子委員 今回の条例ですが、高校が減って小中学校で人数がふえていますよね。これはどう見たらよろしいのでしょうか。

○仲村守和教育長 小学校で、沖縄市立比屋根小学校の開校による定員数の増、それから本部町立水納中学校の再開による定数増、県立与勝緑が丘中学校の2学級増によるものでございます。

○比嘉京子委員 これは30人学級、先ほどの29人学級がふえたという単純な考え方ではないわけですか。

○仲村守和教育長 それも含まれて定数になりますので。

○比嘉京子委員 今後の子供たちの人数からすると、高校は横ばいという表現がありましたね。大体推移はこうしていくんだという理解でよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長 高校は横ばいで、小中学校についても微減で、ほとんど横ばいでございます。

○比嘉京子委員 先だって高校の第2次募集があったのを見まして、0.8%台でしたかね。この人数は、今ある既存の高校の今後に影響はないものだと考えてよろしいですか。

○仲村守和教育長 これは県立高等学校編成整備計画の絡みで、今後も検討してまいります。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書58ページをお開きください。

乙第19号議案沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、スポーツ振興法が改正されたことから、条例の規定の整理を行うものであります。

なお、条例の施行期日は、平成20年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○前島明男委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

兼城賢次委員。

○兼城賢次委員 読み上げた文だけでは、実を言うと中身はわからないわけですよね。こういう場合には改正する中身も若干説明してもらったほうが理解しやすいと思いますが。

○仲村守和教育長 この沖縄県スポーツ振興審議会条例の第1条に、スポーツ振興法第18条第5項の規定に基づきということで現行はございます。それが改正されまして、条項ずれで提案しております改正案では、スポーツ振興法第18条第6項ということで、第5項が第6項になったということの条項ずれでございます。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書59ページをお開きください。

乙第20号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設である沖縄・兵庫友愛スポーツセンターを施設の老朽化により廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、条例の施行期日は、公布の日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○前島明男委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 沖縄・兵庫友愛スポーツセンターは兵庫県からいただいたものですよね。これを取り壊して跡地はどのようになるのでしょうか。

○仲村守和教育長 去年の10月26日に、私と保健体育課長と一緒に兵庫県へ赴き、沖縄・兵庫友愛スポーツセンターを壊しますということで、お礼と了解をとりに行きまして、県民政策部長が対応していただきましたが、老朽化で取り壊しは仕方がないんじゃないかということでございましたので、本県としましてはその跡地に記念碑を設置したいということをお願いいたしました。そ

の跡地については今後また検討委員会等で、駐車場にするのか、あるいは競技施設にするのか、関係部局とも一緒になって話し合っていきたいと思います。

○赤嶺昇委員 兵庫県が、沖縄県でスポーツ政策がほとんどないときに、カンパによってつくってもらって、かなり県民も利用したということで、記念碑も含め、兵庫県と沖縄県の青年たちの交流会がありますよね。これは今どのような状況なのですか。

○仲村守和教育長 夏場は兵庫県の青年の皆さんが沖縄県へ来ていただいて、渡嘉敷島で沖縄県の青年との交流を行っており、冬場は沖縄県の青年が兵庫県に行き行ってスキー体験をやるということで、まだ続けております。

○赤嶺昇委員 沖縄県の団体等の青年たちが選ばれて、冬は兵庫県に行き、夏は向こうから来るんですね。こういうキャンプに参加した皆さんは、今でもまだ交流があるんですよ。中には結婚している人もいます。建物が一つのきっかけだったかもしれませんが、人と人とのつながりはまだ続いているんです。私が気になるのは、財政が厳しいことを理由に、これは教育庁として非常に大事な事業じゃないかと思うんですね。向こうからこういう施設をいただいて、今回老朽化で取り壊されて、記念碑は置くんですが、人的な交流は何としても続けるべきだと思うんですが、教育長、どう思いますか。

○仲村守和教育長 青年の交流がずっと続いてきておりますので、それについては予算の削減等ありますが、団長以下引率の皆さんの旅費もございますので、本人の自己負担もあろうかと思いますが、今後とも継続をしていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 兵庫県での阪神・淡路大震災のときに、今度は沖縄県の青年たちが主体的にカンパ等を那覇市でいろいろやったんですよ。いただいたものに対してわずかなものではあるんですが、阪神・淡路大震災後に各青年会が主体的に現場まで行ったんですよ。私も一緒に行ったんですね。これは行政の手が入っているものではなくて、主体的に交流が続いている中において、震災直後に青年たちがお金を集めて手伝いに行ったんです。そういうつながりというのは行政が把握していなくても、それぞれの世代ごとに通じるということをお願いしたいと思っています。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成16年第58号外35件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情36件で、内訳は継続29件、新規7件でございます。

継続審議となっております陳情29件については、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございませんので、説明を割愛させていただき、新規の陳情について説明させていただきたいと思っております。

説明資料の47ページをお開きください。

陳情第5号の沖縄県立図書館八重山分館の廃止撤回を求める陳情が、石垣市議会議長から提出されております。

その処理方針について、説明いたします。

県立図書館八重山分館につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。

その背景としまして、文部科学省は、平成13年7月18日付生涯学習政策局長通知で、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう、公立図書館の設置に努めることとしており、現在、石垣市では市立図書館が設置されております。

また、直近5年間の八重山分館の貸出冊数は、石垣市立図書館の5.5%と少ない状況にあります。

更に、八重山分館は築33年と施設が老朽化しております。

こうした中、本県の厳しい財政状況の中にあつて、八重山分館の維持・運営が大変厳しい状況となることなどから総合的に判断したものであります。

なお、八重山分館廃止に伴う図書資料等の取り扱いにつきましては、石垣市立図書館や公立図書館未設置町の学校等に寄贈することとしております。

また、郷土資料につきましては、必要に応じて複製本等を作製し、本館及び当該地域双方で所蔵し、県民へ提供していきたいと考えております。

今後とも、当該地域の図書館サービスが低下しないよう、一括貸し出しや相互貸借などの利用促進を図り、その支援・充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、説明資料48ページの陳情第9号について、沖縄県立図書館八重山分館の廃止撤回を求める陳情が、与那国町議会議長から提出されておりますが、陳情の趣旨が第5号と同じでありますので、処理方針は陳情第5号と同じであります。

説明資料の49ページをお開きください。

陳情第18号の沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求める陳情が、沖縄盲学校の未来を考える会会長から提出されております。

その処理方針について、説明いたします。

平成19年4月に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの障害種別の盲・聾・養護学校は、障害種別を超えた特別支援学校制度に改められました。

県教育委員会では、平成19年8月に学識経験者や保護者代表等で構成された県立特別支援学校編成整備に関する懇話会を設置し、本県の特別支援学校全体のあり方や方向性について協議していただきました。

同年11月に、同懇話会から提言を受け、児童生徒の多様な教育ニーズに柔軟に対応するとともに、できるだけ身近な場で教育を受けられるようにするという観点から、県立特別支援学校編成整備計画(案)を作成いたしました。

同計画(案)では、那覇・南部地域の特別支援学校の在籍数や施設等の現状を踏まえ、県立沖縄盲学校を、視覚障害教育に加えて、地域で特にニーズの高い知的障害教育も行う特別支援学校として整備することとしております。

複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合には、障害種ごとの学級編制や教育課程によって教育活動を行うことや、障害の特性に応じた教室等の区分により、視覚障害教育の専門性の維持及び安全性の確保に努めていきたいと考えております。

今後とも、保護者及び関係団体等と意見交換を行い、十分なコンセンサスを得た上で計画を策定していきたいと考えております。

次に、説明資料の50ページをお開きください。

陳情第26号の3の離島・過疎地域振興に関する陳情が、沖縄県離島振興協議会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 県教育委員会では、市町村が実施する文化庁国庫補助事業について、予算の範囲内で補助しているところですが、昨今の厳しい財政事情により、従来の補助率を維持することが困難な状況になっております。

今後ますます財政状況が厳しくなることが考えられますが、県教育委員会としては県民の共通財産ともいえる文化財の保存・活用は重要な事業と考えており、今後とも適切な予算措置に努力していきたいと考えております。

4 県立八重山養護学校については、平成20年度からの校舎全面改築に並行して幼稚部教室の新築を行い、平成22年度に幼稚部の設置を予定しております。

5 世界遺産登録は、世界遺産暫定一覧表へ追加記載されることが第一歩となります。このため、県教育委員会と竹富町は暫定一覧表への追加記載を目指して、平成18年11月に共同で黒潮にはぐくまれた亜熱帯海域の小島、竹富島・波照間島の文化的景観を提案いたしました。

平成19年1月に文化庁は、全国から提出された24件の提案について、文化審議会の世界文化遺産特別委員会で審議の結果、4件については暫定一覧表へ追加記載することとし、本県の提案を含めた他の20件については継続審議といたしました。

県教育委員会と竹富町は、継続審議となったことを受けて、コンセプトの立て直しや補足説明を加え、平成19年12月に再提案をしたところであります。

県教育委員会としましては、暫定一覧表へ追加記載されるよう、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、説明資料の52ページをお開きください。

陳情第28号の30人以下学級の実現を求める陳情が、第48回母と女性教職員の会中央集会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 平成20年度における30人学級編制については、30人学級制度設計検討委員会において検討した結果、当面、加配定数の範囲内において、施設条件面で対応可能な学校で、25人の下限を設けて、小学校1年生から導入していくこととしております。

2 教員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき行っているところであります。

授業等持ち時数につきましては、教員の子供と向き合う時間の拡充や、学校運営の各場面において、柔軟かつ効果的な教育活動を行うことを目的として、学校の状況等を勘案しながら非常勤講師を措置しているところであります。

今後とも、国の動向等を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

3 平成19年度から小中学校において発達障害を含むさまざまな障害をもつ児

児童生徒に対する学校生活上の介助や学習生活上の支援などを行う特別支援教育支援員の地方財政措置がなされました。

平成20年1月末の調査によりますと、小学校では30市町村で225人、中学校では17市町村で53人の支援員が配置されております。

引き続き、国においては地方財政措置を拡充していくことになっておりますので、県教育委員会としましては、各市町村に支援員の適切な配置がなされるよう指導助言を行うとともに、支援員に対する資質向上を図る研修を実施するなど、今後も特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、説明資料の54ページをお開きください。

陳情第32号の沖縄学生会館の存続に関する陳情が、沖縄学生会館寮生父母一同代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

千葉県にある沖縄学生会館は昭和37年に建築され、建築後45年が経過し老朽化が著しいことから、入寮生の安全を確保するため、平成20年度中に耐力度調査を実施する予定であります。

今後は、耐力度調査の結果を受け、沖縄県国際交流・人材育成財団及び入寮生等の意向を聴取するなど、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、説明資料の55ページをお開きください。

陳情第33号の県立沖縄ろう学校を聴覚特別支援学校として存続を求める陳情が、沖縄ろう学校PTA会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

平成19年4月に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの障害種別の盲・聾・養護学校は、障害種別を超えた特別支援学校制度に改められました。

県教育委員会では、平成19年8月に学識経験者や保護者代表等で構成された県立特別支援学校編成整備に関する懇話会を設置し、本県の特別支援学校全体のあり方や方向性について協議していただきました。

同年11月に、同懇話会から提言を受け、児童生徒の多様な教育ニーズに柔軟に対応するとともに、できるだけ身近な場で教育を受けられるようにするという観点から、県立特別支援学校編成整備計画(案)を作成いたしました。

同計画(案)では、中部地域の特別支援学校の在籍数や施設等の現状を踏まえ、県立沖縄ろう学校を、聴覚障害教育に加えて、地域で特にニーズの高い知的障害教育も行う特別支援学校として整備することとしております。

複数の障害種に対応する特別支援学校を整備する場合においては、障害種ごとの学級編制や教育課程によって教育活動を行うことや、障害の特性に応じた

教室等の区分により、聴覚障害教育の専門性の維持及び安全性の確保に努めていきたいと考えております。

今後とも、保護者及び関係団体等と意見交換を行い、十分なコンセンサスを得た上で計画を策定していきたいと考えております。

以上で陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○前島明男委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

伊波常洋委員。

○伊波常洋委員 説明資料49ページの陳情第18号、それから55ページの陳情第33号とも関連しますので両方を一括して質疑します。今回、学校教育法の一部改正によって特別支援学校制度に改められます。その制度改革に伴って県の方針も出されております。私たちは現在の盲学校をそのまま他の障害施設と一緒にするのではなく独立した聾・盲ということでの陳情を求められております。実際に意見聴取もいたしました。そこで今回県の方針を出している根拠を説明してください。特にできるだけ身近な場で教育を受けられるようにするとあるのですが、例えば盲であれば、これは現在県内には何カ所ありますか。

○仲村守和教育長 盲学校については、現在1カ所です。

○伊波常洋委員 県内でわずか1カ所となると、沖縄本島内でさえも遠い。それから八重山地域や宮古地域などの離島にはないわけですね。その場合はどうなっていますか。その学生や子供たちの生活、あるいは親の関係です。

○仲村守和教育長 盲学校には寮がございますが、八重山地域、宮古地域につきましては、現在、県立八重山養護学校では小学校6年生に全盲の児童がおりまして、知的障害の児童4名と一緒にのクラスという状況で、県立宮古養護学校でも弱視の2名の児童と一緒にやっているという状況もございます。

○伊波常洋委員 陳情を受けたときに、例えば盲であれば点字を読み取る際、非常に神経を集中する環境が必要であると。だから、複合の施設にすることは絶対に反対だということの説明がありましたが、今おっしゃるように、宮古とおっしゃいましたが一緒に教育しているという答弁ですが、1つの教室で複数の先生がやっているということですか。

○仲村守和教育長 現在、県立八重山養護学校ではそれぞれ盲の専門の先生、知的障害の専門の先生がついて、そのクラスで教育をしているという状況です。

○伊波常洋委員 従来どおり障害種別で単独で存続すべきだという2団体から私たちは陳情も説明も受けました。後日、また3日目に説明を受けることになっております。先ほど言いましたように、1カ所にしかないということで保護者は子供を遠い所の寮へ住まわさざるを得ない。そのときの親と子の毎日の生活の触れ合いはどのような形でとられていますか。つまり、そういう親からすれば身近にいた方がいいという思いもあろうかと思いますが、それらの願いは保護者あたりから声は出ていないのですか。

○仲村守和教育長 特殊教育から特別支援教育へ変わったというのが、それぞれの子供たちへの教育ニーズに対応するというので、その近い所へ行けるのであればそこへ行くということですので、これまでは場によって障害種別ごとに特殊教育小学校として設定しておりましたが、これからはいろんなニーズに対応するというので、教員の免許も特別支援教育免許としてすべてに対応する形も免許に変わりましたし、これからはその子供が行きたい学校へ行かせてあげるといように特別支援教育へと変わってきましたので、その方向でやっていきたいわけですが、現在盲学校のほうから陳情が出ておりますので、その専門性や安全性について非常に懸念されていると思いますので、そういうのを我々としては払拭できるように、もし、ぶつかるなどという生徒の動きの動線というものも配慮しながら棟を分けるなどといういろんな形で、騒音などの件がありましたらそういう形で実際にお互いに影響が出ないような形の状況などいろんな形ができると思いますので、そういうことを相談しながら今後コンセンサスを得ていきたいということです。

○伊波常洋委員 今、答弁ありましたように子供が行きたい学校、つまり子供が選択する余地がたくさん出てくる。それから親にとっては、親の希望で子供

をできたら身近な学校に行かせたいという希望があると思います。そういう声は大分あるのですか。ただ、国の制度が変わるから複数種の障害者施設をつくるという制度のためなんですか。それとも実際の子供たちが行きたい学校へ行かすという声大きいのか。親が手元に、できる限り近くに学校があればというニーズの声が強いから、今回の国のそういう制度になっていると思いますか。

○仲村守和教育長 今、特にニーズが高いのが知的障害の子供たちでありまして、盲、聾については横ばいで増減がございませんが、知的障害の子供が非常にふえているという状況でありまして、知的障害で那覇市であれば県立大平養護学校しかございませんので、1時間も車に乗って通園、通学しているという生徒も出ていますし、やはり近い所へ行けるようにしよう。中部地域であれば、中部地域の盲学校についても、近くにいる聾学校についても知的障害を入れれば、知的障害の子供たちの数がふえている状況がありますので、その子供たちが近い支援学校に通うような状況をつくってあげようという新しい案でございます。

○伊波常洋委員 知的障害の子供たちの数がふえていると。しかし、陳情者が言っているように、それはそれで知的障害の子供たちの数はふえているのはどうするかという問題であって、そのために今ここから出ている盲、聾は横ばいであるかもしれませんが、その人たちの希望はどうなるのですか。知的障害の子供たちがふえているから、そこに併合して、盲、聾も飲み込みましょうという方針ではないですか。

○仲村守和教育長 我々としては、盲、聾の専門性は維持しますと。これは教科も違いますし、教職員の配置も違います。その配置もやりながら、そして今ニーズの高い知的障害をそこに置いて、知的障害も配置がありますのでそういう形でやっていこうということでございまして、先ほど申し上げました知的障害者の親については、那覇市の保護者からは遠距離の通園、通学を解消してほしいということで、市内にぜひ養護学校をつくってほしいという声はございます。

○伊波常洋委員 ですから、知的障害者の親の希望はわかります。それと今、陳情が出るということは、視覚特別支援学校の存続、単独を求める側は視覚障害者のことと並行しながらの考えで陳情を出しているわけではないでしょう。

○仲村守和教育長 専門性や安全性を検証したい、また懸念もあって、こういう陳情が出てきているだろうということで、そういう心配をなさっていることについては、今後どういう形で解消できるか、もしそこに校舎をつくるのであればどういう形の校舎にしたほうがいいのかも話し合いをしながら、そういう単独校としての専門性も失われないように、安全性も確保しながら、そして知的障害の子供たちのニーズにもこたえられるような形のつくり込みができないかどうかを今後十分に話し合いをさせていただきたいということです。

○伊波常洋委員 次に、説明資料54ページの陳情第32号の東京都あたりに大学生としてよく沖縄の方が行きます。男性なら千葉県に寮があります。女子は確か東京都内の調布市にありますよね。この男性寮の場合、千葉県の沖縄学生会館の耐久度テストをします。そして、耐久度テストをした結果、どうするのですか。老朽しているから壊す。そして、新築、改築するためのテストですか。それともあくまで今壊さないと危険である。つまり、壊して終わりというためのテストなんですか。何のためのテストですか。

○仲村守和教育長 築45年で、やはり安全面が非常に心配ですので入寮生の安全を確保するというところで、まず耐力度調査を入れて、やはり危険建物であるということになったときは、これを改築するのか、あるいはどういう形でやるのかは今後検討してまいりますので、そのまま大丈夫であるということであれば、そのまま存続だと考えております。

○伊波常洋委員 もちろん、まだ耐えられるのであれば存続は当然なんですが、私が聞いているのは、調査の結果で危険である、当然、危険であれば解体すべきである。その後です。あくまで存続の方向性は全く見えていないのですか。

○仲村守和教育長 あくまでも現時点での耐力度調査を行うということで、そのために入寮者も制限してやっておりますので、その結果を見て、今後、関係部局とも調整をしていきたいと思っております。

○伊波常洋委員 ちなみにこの寮のこれまでの稼働といいますか、入居率、それから県の財政支援投入は年間どのくらいになるのですか。

○仲村守和教育長 平成14年度から新規の応募状況について申し上げますが、平成14年度は、41名の定員に対して36名の応募がございました。平成15年度は、

45名の定員に対しまして35名の応募、平成16年度は、46名の定員に対しまして34名の応募、平成17年度は、44名の定員に対して42名の応募、平成18年度が、42名の定員に対しまして35名の応募、平成19年度は、43名の定員に対しまして23名の応募という状況です。県の運営費は、年間で約1500万円程度を沖縄県国際交流・人材育成財団へ補助しております。本県は4つの寮がありますので、4つの寮に1500万円です。

○伊波常洋委員 これから見ると、募集に対して募集の数を超えた規模はないですが、ほぼ9割方は入寮するわけですね。これはぜひ存続してほしいと思います。県が1500万円を財政運営資金を出しているということは、その分、苦学生の軽減になっているのですから、ぜひ存続してほしいと思います。ちなみに女子寮の老朽化、今後の方針はどうなっていますか。

○仲村守和教育長 女子寮は沖英寮というのがございまして、これは平成6年に新改築しております。

○伊波常洋委員 実は、私の家内もそこで大学4年間過ごしており、大変助かったと言っていました。女子寮ですから新改築されているわけですね。需要があり、必要だからですね。ぜひ男子寮も耐力度をチェックして、危険であれば即新築して、沖縄の学生たちに寄与してください。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 説明資料49ページの陳情第18号についてですが、まず今回この陳情について2つあるのですが、沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続してほしいということで、一般質問と代表質問のときにも多くの陳情者の方々が見えて、非常に心配をされているんですね。心配されているというのは、いろんな理由があると思うのですが、現段階で教育長としてこの皆さんの思いに対して考え方をお聞かせください。

○仲村守和教育長 本会議でもいろんな議員から御質問もございましたし、今回の陳情も盲、聾の皆さんから上がっておりまして、私も行ったことがありますが、やはりそういう専門性、盲であれば音を頼って、本当に静寂な環境の中で場所を確認するために音楽が流されていたり、いろんな形で非常に静かな環

境の中で行われているという状況もありまして、そういうことが実際に今、案としてあります知的障害の子供たちも一緒にというときに、実際にどういう形で一緒に学びやとしてできるかどうかについて、実際に理解を得る。合意形成ができる形まで一緒に話し合いをしていこうということで、答弁を申し上げてきましたので、そういう形で我々としては1カ年かけて話し合いをしていきたいということです。

○赤嶺昇委員 この方向性について懇話会から提言を受けて、皆さんは1年かけて十分なコンセンサスを得た上で計画を策定していきたいと言っていますが、実質的に知的障害の皆さんにもそれぞれ大事な部分でもありますし、また盲学校の視覚特別支援学校としての役割を損なわないようにしたいという答弁をいただいているのですが、統合しないという方針も考えられるのかお聞かせください。

○仲村守和教育長 施設の状況が狭隘であるとか、そういう形で我々が理想とする形の施設設置もできないという状況であれば単独校としての存続もあり得ると思いますが、一応我々としては特別支援学校という形であれば近くの皆さんのニーズに対応できるような形の支援学校をつくっていこうということです、それについてはいろんな形の選択肢はあろうかと思えます。

○赤嶺昇委員 もう一度確認ですが、いろいろと検討されていく中で特別支援学校としてできるかどうか。場合によっては、その従来どおりの単独校としてやるということも選択の1つと理解しているのか、もう一度御答弁ください。

○仲村守和教育長 先ほど申し上げましたように、我々がこれから話し合いをしていく、青図面を引いていきますが、その中で実際に専門性や安全性の確保が非常に難しいという状況が出てくれば、これは単独校もあり得るということです。

○赤嶺昇委員 知的障害の子供たちがふえているということで、浦添市の県立大平養護学校がありますが、恐らく那覇市の子供たちが7割ぐらい通っていると思うんですね。以前から県立大平養護学校を利用している方々から那覇市にもやはり必要ではないかということは以前から要請があると聞いているんです。県立大平養護学校については寄宿舍問題などいろいろ出てきた中で、特別支援学校という部分ではありますが、そもそも大平養護学校だけというのは事

実的に厳しいのではないかというのが現状で、そこについて知的障害の子供たちについてどのように考えていくのかお聞かせください。

○仲村守和教育長 今から新設の学校というのは、非常に財政的にも厳しい状況でもありますので、今後、市町村の小中学校の空き教室の利用や県立高等学校、実際に県外では県立高等学校の方に障害を持っている子供たちが行っているというのもあるようですので、県立学校の中に併設、あるいは分校としてできるということもありますので、いろんな選択肢として那覇市区の知的障害の子供たちが非常に多くなっておりますので、これをどう解消していくかというのは今後のいろんな検討課題だと思っております。

○赤嶺昇委員 知的障害の子供たちがふえているということですが、例えば5年とか10年の推移というのはどういう形でふえていますか。

○仲村守和教育長 過去の推計データですが、平成10年度が487名の知的障害の子供がおりましたが、平成19年度は551名というように増加しております。

○赤嶺昇委員 これは程度にもよるとは思いますが、過密にそういう子供たちがふえていることに対して、これは全国的な流れなのでしょうか、そこをお聞かせください。

○仲村守和教育長 全国的にも知的障害の子供たちがふえているという状況です。

○赤嶺昇委員 この盲学校については、関係者の皆さんがいろいろと懸念されることをしっかりと話し合いをして、県にそれぞれの特殊性を生かすということが一番の前提に置いて、過密になっているからとか、ただ財政的な問題というものではなく、本来の役割を大事にすることが何よりも大事だと思えます。その選択として一緒にやるという選択もあるかもしれない。しかし、やはり単独校ということも含めて、その専門性が失われるということがあってはならないと思えますが、教育長はどう思いますか。

○仲村守和教育長 赤嶺委員がおっしゃるとおりで、やはりその専門性というのは保障していかなければいけないと思っておりますので、今後そういう専門性、そして懸念している安全性なども勘案して検討していきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 あと一点ですが、説明資料54ページの陳情第32号の沖縄学生会館についてですが、耐力度調査の結果を受けてということですが、最後に適切な対応と書いてありますが、適切な対応というのはどういうことですか。

○仲村守和教育長 これは、もし耐力度調査でいろんな結果が出てくると思いますが、もし大丈夫だということであれば存続。あるいはある程度の補強でできるということもあるかもしれませんし、これは危険建物として危ないという状況も取り壊しが必要ということもあるかもしれませんので、そういうことになった場合でもやはり寮生の皆さんとか、あるいは沖縄県国際交流・人材育成財団がこれを管轄しておりますので、その意見であるとか、もし建てかえるとか、あるいは廃止にするとかという場合でも千葉県や沖縄県の土地でありますので、そういう利用をどうするかなどいろんな関係と相談をして、やはり学生の皆さんが不利益にならないような形で適切にやっていきたいという意味です。

○赤嶺昇委員 学生の皆さんに不利益にならないという答弁であるということは、結果的に老朽化して、これを活用するのは厳しいという場合に建てかえをすることは寮生の皆さんに不利益にならないと私は理解するんですよ。そういうことでよろしいですか。

○仲村守和教育長 いろんな選択肢があるかと思います。建てかえ、あるいは賃貸とかもあるかもしれませんし、借上げのいろんな宿舎などがあるかもしれませんし、奨学金の貸与などもあるかもしれません。いろんな選択肢があるかと思うので、そういうときに相談をしていきたいということです。

○前島明男委員長 休憩いたします。

午後12時3分 休憩

午後1時32分 再開

○前島明男委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 教育庁の皆さん、大変お疲れさまですが引き続き質疑していきたいと思います。まず、説明資料49ページの視覚特別支援学校として存続を求める陳情についてですが、これにつきましては特別支援学校全体のあり方、方向性について協議したとなっておりますね。この協議の結果はどのように考えていらっしゃるのですか。

○仲村守和教育長 4つの提言をかいつまんで申し上げますと、県内各地域の実情を踏まえ障害ごとの特性に応じて校舎等の空間を区分するなどの配慮を行い既存の学校の一部を複数の障害種に対応する学校として整備することが望ましいということ。2点目には複数の障害種に対応する幼稚部の設置については、早期教育と一貫した教育の取り組みの重要性にかんがみ、既存の幼稚部の教育的ニーズの推移を見ながら慎重に検討すべきである。3点目に離島の教育事情とニーズを考慮し、幼稚部と寄宿舎の設置を推進すべきである。4点目には障害の重度重複化と医療的ケアの対応については療育機関や医療機関等との連携を含め検討を進めるべきであると。その提言4つを受けています。

○狩俣信子委員 県内各地域の特性を踏まえて、併合することが望ましいと書いてあるわけですか。

○仲村守和教育長 先ほどの1番目は、県内各地域の実情を踏まえ、障害ごとの特性に応じて校舎等の空間を区分するなどの配慮を行い、既存の学校の一部を複数の障害種に対応する学校として整備することが望ましいということです。

○狩俣信子委員 先ほどから専門性、安全性と出ていますよね。私はちょっと気になっています。併合することでのメリットとデメリットはどのように押さえますか。

○仲村守和教育長 メリットとしまして、地域の教育ニーズの状況を踏まえて、居住地のより身近な場で教育を受けることができるということで、さまざまな負担軽減が図れるということです。それから重複の障害に対して、知的障害との重複も事例も多いわけですので、知的障害教育の考え方を生かすことで教育効果も高まるのではないかという期待があるということです。それから学校行事等をともに活動し、触れ合う場面ができることで障害が異なっても障害による困難を克服して、将来の自立を目指し励まし合う仲間としての連帯感

の醸成、社会性の発達などが期待できるということがメリットです。デメリットとしましては、運動場、体育館などの施設が共有となることから教育部門間での調整に時間がかかる、あるいは実際の使用に時間的な制約が生じたりするのではないかとということがデメリットとして挙げられております。

○狩俣信子委員 デメリットはそれだけですか。

○仲村守和教育長 先ほど来申し上げましたように、安全面での懸念はあるということも一つは考えられるかもしれません。

○狩俣信子委員 追加は安全面だけですか。

○仲村守和教育長 今のところそうです。実際に県立八重山養護学校、県立宮古養護学校で盲の子供たちが一緒になって活動して、非常にいい効果も上げているということですので、そんなに安全面とかで手をやいているとか、いろんな報告は上がっておりませんので、一緒になってもこういうことをやっておりますので、棟を分けていくとか、そういう空間的な区分もやっていこうということですので、そういう面でいろんなデメリットは解消されるのではないかと考えております。

○狩俣信子委員 今、県立八重山養護学校の話が出ましたから、数の問題からいきます。4人の中の1人ですよ。知的障害は4名でしょう。3名でしょうか。プラス1人が知的障害ですか、どちらですか。

○仲村守和教育長 5名の中の1人です。

○狩俣信子委員 というのは、数がとても少ない。今、県立沖縄盲学校は70名いますよね。そこと40名の知的障害を加えるわけでしょう、数の上で全然違うわけです。騒音の面でも全然違うんです。先ほど仲村教育長は言いましたよ。細かい音でもしっかり聞くために、静かな環境が必要だということ。5名の中の1人というのは、まだ保てます。そして、親の近くから通うというメリットもあります。これはわかります。しかし、70名という大所帯の中でプラス40名という中で、本当に仲村教育長が言うような教育効果が上げられるかどうかということは、とても心配なことですよ。専門性の面から、安全性の面からほかはとてもじゃないが、今、県立八重山養護学校でうまくいっているからという

ことでは納得はできないです。だから、そういう意味で私は、デメリットとしてどういうことがありますかと聞いているわけですが、デメリットとしては騒音の問題とか、先ほどおっしゃったように耳で聞いて、手で触れてじゃないとできないですよ。そういう中では安全性、専門性から私は知的障害者の皆さんを排除するということではなく、知的障害を持っている方々も大事にしないといけない。そうかと言って、沖縄にたった1つしかない県立沖縄盲学校の特殊性、専門性を大事にしてほしいということで聞いているわけです。仲村教育長、つい最近テレビでアメリカの子供だったと思いますが、舌でチッチッと鳴らしながら自分がどこにいるか、その場所の大きさとか、障害物がどこにあるか確認をしながら活動的にやっていた盲の少年のニュースを見ませんでしたか。私は、なおびっくりしたんですよ。耳が音に物すごく敏感、それで障害物に対しても大きさはどれぐらいかを自分の舌でチッチッと音を発して、反響でこれを知るわけです。聞いたら、この訓練は小さいときから本当にいい環境の中で育てないとできないと言っているわけです。そういうことを考えたときに、この視覚障害の皆さんが持っているこの専門性の部分から、仲村教育長はどう思いますか。

○仲村守和教育長 やほり音については、盲の方々は非常に敏感でありますので、先ほど来申し上げましたように静寂な環境は整えないといけないと思っておりますので、そういうことを追究しながら、もし我々の理想的な環境を盲の皆さん、そして知的障害を持っている子供たちが同じ場所でそういうことが保証できるかどうか、専門性が維持できるかどうかを今から検討していかないといけないわけです。今から青函面を書くわけですので。これがどうしても保証できないというのであれば、単独校はやむを得ないのではないのでしょうか。

○狩俣信子委員 仲村教育長は、案としてこれがあるけれども、いろいろと調整して専門性や安全性を図った上で、それは単独校としてもあり得るという気持ちはあるのですね、今の話から。

○仲村守和教育長 これは計画案ですので、この計画ありきではないわけです。こういう計画を父母や先生方にお示しして、そしてこれが実際に可能かどうか、そして我々はどのような校舎の配置をするかをいろいろと考えて、そういう環境がもし保証できないというのであれば、これは単独校もあり得るし、あるいは環境が保証できるとなると知的障害の子供たちもここで学ぶことができますので、あるいはその中で交流もできますのでいろんな効果も上がってくるかもし

れませんので、そういう面が保証できれば進めたいと思っております。

○狩俣信子委員 それで保証できればという話ですが、将来的に地域の中にあるような障害がある。そういう人を一緒に共生していくというのは当たり前のことですよね。ただ、学校という中ではあくまでも訓練する場所なんですよ、子供たちにとっては。その場所で幼稚園部から併合した形でやっている中で、果たしてその専門性が保たれるかということをととても危惧するわけです。それでやはり多くの障害を持った方々、そしてそこで教鞭をとった方々、体験した皆さんたちが単独校が望ましいという意見が出てきたわけです。そこでお尋ねしますが、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会というものが3回持たれたということですが、その中に盲学校や聾学校の出身で体験した先生方とか、あるいは保護者などは何名ぐらいいたのですか。

○仲村守和教育長 元校長で、盲学校、聾学校の校長経験者ということで、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会に参加しております。1人ずつです。保護者は特別支援学校PTA協議会の会長、そして副会長の2人です。

○狩俣信子委員 校長は別として、保護者の皆さんの意見としてはどういう意見だったのですか。

○仲村守和教育長 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会の個々委員の御意見というのは、ここで申し上げることはできないだろうと思えます。委員会としてまとまった形で提言がなされていますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

○狩俣信子委員 こんな大事なことを情報公開でも発表してもらわないといけませんよ。本当に保護者の皆さんが賛成して、この案をつくったのか。自分の子供たちが通う学校のことについて、どんな意見を持っていたかというのは私たちは知らなくてはいけませんよ。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 今回、教育庁に対しまして県立特別支援学校編成整備に関する懇話会から報告をいただいておりますが、最終的な方向につきましては全会一致でございます。ただし、その中で幾つかの提言がございます、特に整備に当たっては次の点に配慮すべきであるということがありますが、主な点を申し上げますと、校舎や教室等の配置においてそれぞれの障害に応じ

た空間区分や導線設定等に配慮し、幼児、児童生徒が安全で落ち着いて学習できる環境を整備すべきであること。2点目が特別支援学校教諭免許状の取得者の増に努めるなど、教員の専門性の一層の向上に取り組むこと。離島の特別支援学校が知的障害、肢体不自由に加えて、視覚障害、聴覚障害、病弱についても教育対応を行う場合、障害者の特性に応じた施設整備の必要があるなどの提言が附帯意見としてつけ加えておりました。

○狩俣信子委員 今のお話は、特別障害者の支援全体としてのお話ですね。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 全体として提言に関する意見も述べられておりました、そして別表の中で各地区ごとに新たに加えるべき障害種別が出されているわけです。今、議論になっております県立沖縄盲学校につきましても、那覇地区、南部地区の教育的ニーズに対応する知的障害児童生徒を受け入れるということで、新たに知的障害部門を設けるという提言がなされております。

○狩俣信子委員 これは全体としてはそういう意見があったかもしれないけれども、県立沖縄盲学校を単独校、あるいは県立沖縄ろう学校を単独校ということについては、もっと詳しい意見が必要だったと思います。例えば、現場を体験した教職員の皆さんの話は校長1人ずつでやっているわけですよ。今、多くの人たちが署名を集めて、このやり方では専門性、安全性が非常に不安だという声が圧倒的に多いわけです。これは大変大きな変革になりますよね。そうすると一部の意見だけでは、厳しいと私は思います。そういう意味では、もっとしっかりと意見交換をするとおっしゃるから、私はそれも期待していきたいと思いますが、あと知的障害の部分で言うならば、圧倒的に学校がないのは那覇市ではないですか、どうですか。ゼロでしょう。

○仲村守和教育長 那覇市の子供たちは、県立大平養護学校へ行っています。

○狩俣信子委員 地域の中で、地域のニーズに合わせてやるというのであれば、知的障害の学校は那覇市につくるべきですよ。そこらあたりを片方はニーズに合わせてと言いながら、那覇市につくらないでそのしわ寄せを別の障害学校へ持っていくというのが矛盾ですよ、どう思いますか。

○仲村守和教育長 特別支援教育に変わったということからすると、やはりこの近くに行けるというのは、おっしゃっているとおり近くの知的障害の子供た

ちも知的障害の学校に行って学ぶことができるとか、そういうことは地域を推していかなければいけないだろうと思っております。ただし、今那覇市において知的障害の子供たちの対応するだけの学校をつくるという計画がございませんので、そういうことについてはやはり特別支援教育の中で複数の障害に対応できるような形で、そういうニーズに対応した学校づくりというのができないかというのが答申案でございます。

○狩俣信子委員 だからそこが仲村教育長も言いながら自己矛盾でしょう。その地域のニーズに合った所に行かせると言いながら、那覇市でこんなにたくさん知的障害者がいるのにつくれないからと、一応、ほかの障害の所にそれをつくって併合していこうという考えは矛盾ですよ、皆さんが言っているのと。それで他都道府県の状況で併合した所は、この前、長崎県の分教室があるとおっしゃったけれども、それはどういう分教室ですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 長崎県におきましては、特定の学級が分教室として設置されているという事例がございまして、福岡県におきましては現在、盲、聾、それから知的障害、肢体不自由を含め、これは新たな併設という意味ではなく統合であります。何校かを寄せ集めて統合するという案が計画として提示され、進められつつあるということです。あと、愛媛県におきましても盲学校、聾学校を含めて知的障害との統合案が検討されているということで報告していただきました。

○狩俣信子委員 実際にそれをやっている所はゼロですよ。そういうことですよね。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 いずれにしましても、特別支援学校制度が本年4月1日からのスタートということでありまして、全国的にもそういった学校教育法の改正、教育職員免許法の改正等を受けまして、まだ検討がスタートしたばかりという时期的な面もございまして、そういった中で検討地域を含めると全国的な動きとして特別支援学校制度の移行について検討がスタートされつつあるという時期を迎えているということです。

○仲村守和教育長 長崎県は平成18年から盲学校の敷地内で知的障害の分教室として実施しているということがございます。

○狩俣信子委員 その分教室の生徒数は何名ですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 小学部の4学級で20名と聞いております。

○狩俣信子委員 私はもっと詳しく知らないといけないと思います。学校敷地の大きさなども見なくてはいけない。これについては時間がないと思いますからいいです。

次に、一緒にやっていくときの専門性、安全性などの話がありましたね。体育館や音楽教室は一緒に使うという話が本会議のときにありましたね。その部分について、本当に体育館の中で専門性、安全性はどう保ちますか。

○仲村守和教育長 1つの学校になるとやはり体育館は1つの設置しかできませんので、別々に体育館をつくるということは困難だと思っておりますので、その体育館をお互いにどう使うか、その時間調整などの面で先ほど申し上げましたようにデメリットになるのではないかとということで、そういう面で安全性に注意をしながら双方で使えるようにしていきたいということです。

○狩俣信子委員 例えば、知的障害を持った子供たちは自由にあちらこちらに行くし、活発に話もするでしょう。そういう子供たちを40人入れようという計画がある中で、盲学校の子供たちが3歳ぐらいからそこでやるわけですよ。そういう中で本当に視覚障害者の専門性がどうなのかという思いがあります。ちょっとした音の中でも大変な聞き分けが必要だと聞いているものですから、一方ではわいわい声を上げるわけですよ。壁をつくるわけではないでしょう。

○仲村守和教育長 そういうことで静かな環境を保証していくということで、きちんとした住み分けができるかどうかということのも、その敷地内でできるかどうか。これは今から青図面を引かないといけませんので、その中で実際にできるかどうかを検討して、これを保護者、あるいは先生方に提示をしていきたいということです。

○狩俣信子委員 那覇市に知的障害の学校がないということで、その周辺の学校へ分散しようというのが見えるわけです。県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校にしたって。仲村教育長は、今、安上がりになれるからそれを考えているのですか、本音はどうなんですか。

○仲村守和教育長 本音は、特別支援教育に変わったということで障害種に対応したいということです。

○狩俣信子委員 私はそんなきれいごとを聞いているのではない。本音は何と聞いているわけです。

○仲村守和教育長 今、いろんな模索をしている中ですので、例えば市町村の空き教室の利用や県立学校の利用などいろんなことが今後追究できますので、そういうのも視野に含めて考えていきたいということです。

○狩俣信子委員 専門性、安全性を言うならば、今、仲村教育長が言った県立学校、あるいは市町村の空き教室を使ってまずやるべきということです。そして、安上がりでやるからそうでしょうと言ったら仲村教育長は答えられないけれども、本音としてはそうですよね。障害児教育というのは、安上がりの対象にしないでほしいんです。生まれてきて、これからいろんな苦難を乗り越えて成長していく子供たちです。それを今のような論理で、弱い者はばさっと切ってしまう、そういう感じでは将来の沖縄の障害児教育が非常に心配です。だから、仲村教育長は私が見ていても大変答えにくそうな顔でいらっしゃるけれども、市町村や県立の空き教室とおっしゃったけれども、先ほどの30人学級なども導入されるわけですが、本当にあいた教室がありますか。

○仲村守和教育長 そういうことも調べて、選択肢であるということでもあります。

○狩俣信子委員 私は言いたいのですが、合意するのに1年かけてやるとおっしゃった。1年かけて合意を図っていく、いろんな方策も考えるとおっしゃった。それで合意できなかつたらどうするのですか、強行ですか。

○仲村守和教育長 これは合意形成までお互いに理解し合わないといけないと思います。

○狩俣信子委員 1年以内とおっしゃったから、1年を越えても合意形成のためにやるわけですね。

○仲村守和教育長 それはその時期でまた判断をしていきます。

○狩俣信子委員 今の答弁を聞きましたら、時期も1カ年で、それ以上を超えたらその時点で、安上がりの対応でやっていくつもりかと言ったら、これには余り答えきれない。仲村教育長の考え方として、これはある意味で強引にでも押しつけていこうというのが根底に見えるような気がします、それはないですよ。

○仲村守和教育長 やはりコンセンサスを得ていきたいということで、ずっと本会議で話をしておりますので、そういう方向でいきたいと思えます。

○狩俣信子委員 それでは県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校についても同じように要請が出されていますね。県立沖縄ろう学校には、何クラスで何名の知的障害の子供たちを入れようとしているのですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 基本的には、県立沖縄ろう学校の近くの北中城村周辺市町村に居住する児童生徒を対象としておりまして、まだ具体的な希望聴取をしておりませんが、最大限の小中学部、高等部を合わせて80名程度、全体として20学級程度が可能かという計画案を持っているところです。素案を検討しているところです。

○狩俣信子委員 県立沖縄ろう学校の在籍は何名ですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 学級数が幼稚部から高等部を合わせて23学級で、76名の在籍でございます。

○狩俣信子委員 それに知的障害の子供を80名入れるということになるのですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 一時期のピーク時から県立ろう学校につきましては、ほぼ半減している状況でありまして、敷地的、建物の規模的にもある程度の収容が可能だと見ております。

○狩俣信子委員 県立沖縄盲学校も県立沖縄ろう学校も言えることなんですが、やはり皆さんはその保護者との話し合い、職員との話し合いはどうなっていますか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 県立沖縄ろう学校につきましては、PTAや保護者等と要請等の手交を含めると、4回ないし5回ぐらい意見交換をしておりますし、それからその地域の特別の説明会等を含め、県立沖縄ろう学校を含めた地域の意見等も聴取しております。県立沖縄盲学校につきましては、これまでの間PTA等と1回、教職員と1回ということで、それぞれ二、三回ないし多いところで五、六回という形で意見交換会を持たせていただいているところです。

○狩俣信子委員 県立沖縄盲学校の職員との話し合いというのは、いつぐらいに持たれたのですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 県立沖縄盲学校の教職員との説明会ということで、12月25日に開かせていただいております。

○狩俣信子委員 そのときの職員の反応はどうでしたか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 全体としては特別支援教育への転換と背景におきまして、特別支援学校制に改めることについては理解を一定程度得たのかなと思っておりますが、やはり特に専門性の維持、安全性等についての意見があったと聞いております。

○狩俣信子委員 確認したいのですが、職員との話し合いの中で皆さんが言う特別支援学校について一定の理解が得られたと今おっしゃいましたか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 場を設定しての特殊教育から、特別支援教育制度に変わったという理念の面については一定の理解は得られたのではないかとということです。

○狩俣信子委員 大事なところですが、制度についての理解は得られた。でも県立沖縄盲学校の併合についての理解ではないのですね。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 全体として教職員を含めた未来と語る会からも今回の要請を出しておりますし、そういった面の十分な理解というのは得られていないと思っております。また、具体的にも全体的な懇話会に基づく計画の

素案を大まかに説明するわけでありまして、具体的に今後の施設設備、あるいは先ほど来、仲村教育長がおっしゃっておりますエリアの問題、動線の問題、それからカリキュラム等などの具体的な中身についてはまだ意見交換をする段階に入っておりませんので、今後はやはりこういった説明をしながら意見を聴取する必要があると考えております。

○狩俣信子委員 私はそちらを退職した職員と話をしたんです。この盲学校を退職した方はほかの障害の学校も経験してきているわけです。絶対に県立沖縄盲学校というのは単独校でないといろしくないと、教育効果の専門性の面、安全性の面などいろいろとってみても、やはり単独支援校としてが望ましいと言っているんです。知的障害の学校も全部経験してきています。そういう貴重な意見は私はとても大事だと思っているんです。1つの障害だけを見たのではないのです。いろんな障害を経験してきて、やはり県立沖縄盲学校というのは単独支援校が必要なんだと言っているわけです。だから、そこを考えると今の現場の先生方も理解を得られていないという話もございましたので、私は今後話す中で体験者、あちこちの障害学校へ行った方々もいらっしゃると思うので、そういう意見も率直に聞いたほうが良いと思う。そして、走り出してから、つくってからしまったでは遅いわけです。つくる前にしっかりとこれやってほしいのです。そして、もしこれがやはりだめとわかったときは、仲村教育長もこれは単独校でいくのが筋だということで認めてほしいのです。案はあくまでも案ですから。そういうことでなかなかいい顔を仲村教育長はしてないですね。そういうことで、いろんな方々は署名まで集めて、ぜひ単独校でと言っている意味、それをしっかりと受けとめていただきたい。そして、やはり沖縄に1つしかないこの県立沖縄盲学校、しかも全盲の方だけではなく、弱視の方、途中失明の方、小さい子から大人になった後もずっとそこで訓練している。それを考えたときに沖縄で1つしかないという大切さを仲村教育長もしっかり認識して、その専門性をしっかりと守っていただきたい。これを言って終わります。

次に、珊瑚舎スコーレについてですが、これは新聞等で見ておりまして、仲村教育長も大分頑張って努力して、あちこちの教育委員会に当たったなということで、非常にいい方向で向かっているようですので、大変ありがとうございました。これについては一言お礼を申し上げておきたいと思います。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 二、三点お伺いします。説明資料47ページと48ページの陳情第5号と陳情第9号ですけれども、沖縄県立図書館八重山分館の廃止撤回を求める陳情についてですが、この件につきまして石垣市議会と与那国町議会から出ております。竹富町議会も今議会で決議をして要請すると伺っております。そういう中で平成21年3月までには廃止する方向と文面にあるのですが、その真意を伺いたいと思います。

○仲村守和教育長 先ほども処理方針で申し上げたのですが、現在、石垣市立図書館ができておまして、県立図書館八重山分館の貸し出しが5.5%しかないという状況もございます。それと築33年ということで老朽化しているということで、建てかえるにはやはり財政的に厳しいという状況の中でこれについては閉めざるを得ないということで平成21年4月で廃館にしたいということです。

○辻野ヒロ子委員 直近の5年間で県立図書館八重山分館は5.5%ということですが、貸出冊数と、年間どういう活動をしているかというのを教えてください。

○島袋道男生涯学習振興課長 県立図書館八重山分館の平成14年度の貸出冊数が1万2196冊です。それから平成15年度が1万3735冊、平成16年度が9185冊、平成17年度が9943冊、平成18年度が9029冊でございます。5カ年の合計が5万4088冊となっております。活動状況としましては、県立図書館八重山分館で非常に特徴的なのが、いわゆる公立図書館が設置されていない竹富町、与那国町への移動図書館サービスというのをやっているというのが非常に特徴的な事業がございます。

○辻野ヒロ子委員 このように石垣市立図書館は、確かに10数年前にできあがったんです。それをつくるときも大変だったんです。私も初めてやったボランティアが地域での親子読書サークルで石垣市の文庫連絡会というのを立ち上げて、活動して、その図書館をつくるのに大変なエネルギーで、みんなで市民運動を起こしてやった経緯があります。そういう中でせつかくある図書館を廃止するということは、確かに廃止するのは簡単ですが、その特殊性のある離島地域の子供たちのことを考えたときに、今、移動図書館のお話がありました。確かに与那国町、竹富町には図書館がないんですね。そういう中で県立図書館八重山分館の果たす役割というのはとても大きいんです。そういう意味では、子

供たちの学力問題、文化活動、いろんな面で生涯学習の拠点となる図書館がなくなるとするのは、市民、郡民を挙げてみんな反対しておりますので、そういうところで皆さんは地元の意見を聞いていただいたかどうか、その件についてどういう反応だったのか、もしお聞きになっているのでしたら教えてください。

○島袋道男生涯学習振興課長 地域説明会を開きまして、意見をお伺いしました。その中で一番要望が大きかったのは、郷土資料について地元に残してほしいということと、それから先ほどございました移動図書館について継続してほしいという要望がほとんどです。それから竹富町のほうでは、児童図書を竹富町の小中学校に寄贈することも検討してほしいという要望もございました。

○辻野ヒロ子委員 今の要望というのは、廃止をするという前提でのお話だったのですか。廃止をするということ自体、大変厳しいものがあるんですよ、皆さんの意見として。そういう中で例えば宮古地区でしたらいかがでしょうか。県立図書館宮古分館は同じような状況なんではないでしょうか。

○島袋道男生涯学習振興課長 宮古地区のほうはすべて多良間村も含めて公立図書館がございまして。ですから、宮古地区のほうは移動図書館という事業はございませんので、その分の要望はありませんでしたが、その郷土資料を地元に残してほしいというのは同様に要望がございました。

○辻野ヒロ子委員 私が聞きましたところ、宮古島市立図書館も老朽化して改築をこれからやりたいという話で、まだ着工まで時間がかかるので宮古地区も反対しているという意見も聞いているのですが、そのあたりはいかがですか。

○島袋道男生涯学習振興課長 確かにおっしゃるとおり、その新館が建設されるまで存続させてほしいという要望もございました。

○辻野ヒロ子委員 離島だからこそ、そういう文化面に特に恵まれない。前回の全国学力テストも沖縄県も悪いのですが、その中でも特に八重山地区はとてつもないです。そういう意味でも学力問題、これからの文化の拠点として図書館の必要性というのは私は避けて通れないと思うんですね。そういう意味で、特に行財政改革もわかりますが、教育面でのそういう廃止というのはとても厳しいなという思いをしますが、仲村教育長の見解をお聞きしたいのですがいかがですか。

○仲村守和教育長 沖縄県行財政改革プランに沿って、財政的に非常に苦しい状況の中で、そして老朽化もしているという中で将来的にこれを改築するというのは非常に困難だということで、一義的にはその市町村においては市町村で図書館をつくってやらなければならないというのが生涯学習政策局長の通知でもありますので、まだできていないところにおいては移動図書館などで対応していきますが、今後もし与那国町など図書館のないところにおいては、やはりこれまでどおりの移動図書館等の措置を講じなければいけないと思っております。

○辻野ヒロ子委員 ちなみに職員は何名で、そして運営費、維持費は年間どれぐらいかかっているのか教えていただけますか。

○島袋道男生涯学習振興課長 職員は宮古地区、八重山地区のそれぞれで3名です。費用は年間で人件費も含めまして、両館で約4500万円です。

○辻野ヒロ子委員 1カ所で大体2000万円ちょっとということですね。

○島袋道男生涯学習振興課長 はい、そのとおりです。

○辻野ヒロ子委員 経済面だけを考えてやっていただくのは、行財政改革も問題だなと感じるんですね。離島の子供たち、竹富町は7つの島があります。また、与那国町はそこに町立の図書館がないんです。これからつくるということも大変ですので、そういう面を考えたときに沖縄県の隅々の離島の子供たちにまでそういう恩恵が受けられないというのはとても残念に思います。ぜひ、いま一度その問題はこれぐらいの経費でしたらという思いで考えていただいて再考をお願いしたいのですが、仲村教育長の最後の見解をお聞きしたいと思っております。

○仲村守和教育長 去年、宮古地区、八重山地区においてそういう説明会をやってまいりまして、これについてもやはり住民へのきちんとした説明で理解を得ていきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 今の仲村教育長の答弁は地域の理解を得ていきたいということですが、いま一度立ちどまって考えていただけるという答弁をいただきたいのですがいかがですか。こういう地域の子供たちのことを考えると移動図書

館も大変に効果があって子供たちにも喜ばれているし、それによって読書力もふえるし、子供たちの学力も絶対に伸びると思うんです。そういう意味では、仲村教育長が頑張っていたいただいて、教育のその部分は絶対に譲れないというぐらい知事へ申し出るぐらいお願いしたいのですが、もう一度考えていただくことでいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 やはり図書館がセンター的な機能で、子供たちにとっても非常に必要だということもわかっております。それについては、市町村の図書館も整備されてきているという状況もありますので、我々としては今の状況のプランで進めていきたいと思うのですが、それについての時期等については今後話し合ってもいいかと思っております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ、地元の方の声としてこのように上がっておりますので、多分住民運動も起こるぐらい私たちに言われて来ると思うんです。そういう意味ではぜひもう一度離島の子供たちのことを考えて再考していただきたいということを強く要望して、次に移りたいと思います。

陳情第26号の3の4に県立八重山養護学校に幼稚部を置いていただくということで、新年度に新築、改築予定の養護学校のほうにこれは予定しているということで大変ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

それから最後に、説明資料51ページの陳情第26号の3の5の世界遺産登録についてですが、これも予算特別委員会で文化環境部には強くお願いしたのですが、自然遺産の方は文化環境部で文化遺産が教育庁と聞いておりますが、ぜひこの世界遺産登録に向けて波照間島と竹富島の世界遺産にもっと力強く教育庁のほうも、今候補に残っていますので頑張っていたいただきたいのですが、最後に決意をお聞きしたいと思います。

○仲村守和教育長 予定としましては、本年3月末に文化庁のヒアリングが予定されているようですので、その中でも暫定一覧表に掲載されれば一步近づきますので、まず掲載されますようにヒアリングの中で教育委員会としてはしっかり対応していきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○前島明男委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長と副委員長が交代する。)

○辻野ヒロ子副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますのでよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

兼城賢次委員。

○兼城賢次委員 陳情第18号、陳情第28号及び陳情第32号を予定しておりますが、その前に教育委員会ですので現場から聞いた件で気になることがありますので所見をお聞かせ願いたいと思います。最近、教職員評価システムというのがあるそうですが、そういうのはあるのですか。それについて説明してくれませんか。

○仲村守和教育長 先生方が各それぞれが自分の目標を設定していただきまして、それを3月末には実績はどうだったかということで評価をしていくということで自己評価に基づいて、校長、教頭との面談によってこれがどうだったかということで、これはすぐに評価を校長、教頭がやるというのではなく、先生方の自己評価に基づいて、それについて校長、教頭と話し合う中でお互いの目標を確認していくシステムであります。

○兼城賢次委員 要するに先生方は自分の目標、実態を自分で採点するということですね。

○仲村守和教育長 自己目標について、自分がどれぐらい達成したかということで自己採点、自己評価をしていくということです。

○兼城賢次委員 この採点はA、B、Cですか、い、ろ、はですか、採点は。

○仲村守和教育長 A、B、Cです。

○兼城賢次委員 ランクはA、B、Cだけですか。

○仲村守和教育長 S、A、B、C、Dです。

○兼城賢次委員 これをなぜお聞きするかというと、自分の目標といえどもその職場で自分で私はSだと言う先生、私はAだという先生、これはなかなか勇気がいると思います。確かに本人が頑張ったのだから、自分はAだと理解すればそれはそれでいいだろうと思いますが、若い先生方と中年、定年間際の先生方の自己評価というのは恐らく違うだろうと思います。それは経験だとか、あるいは職場環境の中でみずからSだと言える雰囲気 genuinely 自己評価として、どういう役目を果たすのかということを感じたわけです。別にこれがいいか悪いかの問題点を指摘しているのではなく、こういう自己評価を職場でやっていくことについて、これは大変だなという感じを受けました。仲村教育長、これは決して皮肉でもありません。皆さん方が自分で評価して、あるいはこれはどうだという自己評価しなさいと言われて、まともに私はSだと自信を持っておっしゃることはいいことかもしれないけれども、ここら辺は非常に私から見るとかなり勇気のいる自己評価だろうなと感じた点がありまして、どういう役割を果たしているかわかりませんが、自己評価という中身は微妙なそのものがあるのではないかと思ってお聞きしたところです。所見はありますか。

○仲村守和教育長 私も統括官以下、課長を初め評価をしております。それぞれ庁内の職員をそれぞれの目標を持って、この目標について自分が達成したかどうかで大体A、B、Cをつけていきますので、それについてAをつけてくると上司がBじゃないかと落とす場合もありますし、あるいは頑張ったんだからAでもいいのではないかというコミュニケーションができるという面で、この評価システムというのはいいい面もあって、お互いに仕事を確認しながら次のステップにいけるのではないかということです。

○兼城賢次委員 私は言いにくいこと言うのですが、それはこういう席ではどうかと思いますが、やはり人間ですから校長と職員とのコミュニケーションがうまくいけばいいし、雰囲気がよければいいのだけれども、新聞等をごらんになりますように、職場内でアクシデントもあるわけですから、こういうようなことが報道されるような中で私はこういうことが果たして本当にこのシステムが機能するのかなと。校長と職員とのコミュニケーション、そして狩俣委員が言いましたパワーハラスメントのようなことも見た場合にあってこのことを申し上げているわけです。それぞれ感情が伴わないというわけにはいかないだろうというのは、先生方はみんな人格者だと思います。校長という管理者もですね。そういうような中で、そういうことが非常に微妙なものを醸し出すので

はないかということでもちょっと申し上げただけですので終わります。

先ほどから質疑があります陳情第18号の沖縄県立盲学校の件ですが、3回ほど委員会が開かれたということですが、新聞を見ると皆さん方は教員の署名活動制限というような盲学校編成反対教育担当メール送付と。すぐに皆さん方は、望ましくないという形で打ち消されているのですが、私はそのときに一担当の方がこういうことについて、課長や統括監などを抜きにしてもやはり現場へこういう大事なものが発送されていることが日常的に行われているのですか。

○仲村守和教育長 日常的には行われておりません。

○兼城賢次委員 たまたま問題になっていることのメールではなく、そういう問い合わせについての判断は一担当課の担当が判断をして指示をしているのかということを知っているわけですか。

○仲村守和教育長 本来の通知文書の公文というのは決裁が必要ですが、今回はメールということでそのままメールで担当が情報提供ということで流したということです。

○兼城賢次委員 メールだからとか、通知だからとか、中身は同じだと思うんですね。メールだからとか、正式な通知だからという判断はなされているのですか。メールだから、たまたま個人的に言ったという形なのですか。

○仲村守和教育長 個人的にしろ、やはりこれはあってはいけないことだと思っております。こういう形でいろんな活動を制限をしていくとか、自分の思いで校長へ対して情報の提供をするということはあるべきではないことだと思っております。

○兼城賢次委員 これはたまたまこういう問題が新聞に出たからわかるのですが、現場から問い合わせがあったときに担当だけでその判断をして、メールであれ、通知であれ、発送するということがこれまでもなされているのかということだけです。メールだからいいとか、だめだとかということではないわけです。現場からそういう問い合わせがあったときには、担当でそういう対応をしているのかということですか。

○仲村守和教育長 兼城委員がおっしゃるように、メールだからいいとか、公

文だからいいとかというのではなく、そういう形は好ましくないと思っております。

○兼城賢次委員 次に、これも新聞記事ですが、既に仲村教育長も御承知のことです。先ほどから議論されておりますが、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会で先生方が3回集まって、特別支援学校の整備計画案を決定されたということになっております。この記事から、県立名護養護学校、県立ろう学校、県立鏡が丘養護学校、県立盲学校、県立島尻養護学校、県立宮古養護学校、県立八重山養護学校という7校、県の特別支援学校16校、分校も含むという中で7校に複数障害を対応という形の記事があります。これは、この懇話会のたたき台というのは、皆さんのほうで準備するのですか。最初から県立特別支援学校編成整備に関する懇話会で先生方がやるのですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 8月23日に第1回懇話会が開かれております。そして9月24日に第2回、10月19日に第3回、11月27日に教育長への手交ですが、当然に今回の特別支援学校に至った法改正の背景など、委員長からもろもろの資料要求がございました。特別支援教育の学校教育法の改正、支援制度移行の問題等々を含めて、そして事務局からは素案という形で検討資料として出しております。

○兼城賢次委員 先ほど私が読み上げた対象学校と7校の指定、そして16校、分校も含めてというものをこういう形で編成し直すというのは、県教育委員会が作成した案を県立特別支援学校編成整備に関する懇話会のほうで議論して、決定したと理解していいのですねということを知っているわけです。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 先ほど申し上げた資料提供と素案等を含めて、総合的に検討、審議をした結果、今回の県立特別支援学校編成整備に関する懇話会の報告に至ったということです。

○兼城賢次委員 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会は皆さん方がつくった整備計画案を議論して、恐らく皆さん方がつくったものとは違ってないと思うんですね。皆さん方がつくった素案と決定されたものとの違いはありましたか。

○仲村守和教育長 これは県立特別支援学校編成整備に関する懇話会ですの

で、素案と提言が違っているとかという云々ではなく、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会としての自主的な判断がありますので、そこを云々というのは県立特別支援学校編成整備に関する懇話会に対して失礼になりますので。

○兼城賢次委員 失礼になると言うなら聞きますが、皆さん方の素案と決定された案との違いはありますか。これは別に失礼ではないでしょう。皆さん方がつくった素案と県立特別支援学校編成整備に関する懇話会が決定したものと違いがあるか、違いについての問題は確認していいのではないですか。これも失礼になりますか。失礼であるなら取り消しますよ。

○仲村守和教育長 失礼かという話をしたわけですが、実際にこの懇話会は非公開なんです。非公開で行われてきて、そして最後に提言を受けるという形がありますので、その中で素案と違っているかどうかの云々では、やはり県立特別支援学校編成整備に関する懇話会に対してはちょっと我々としてはよくないのではないかと考えております。

○兼城賢次委員 情報公開制度だから恐らく問題になるだろうと思います。これは別に差し支えないだろうと思いますが、仲村教育長がこういうことをおっしゃるのでしたら、これ以上議論することはないと思っておりますが、あえてこのところを聞いておりますのは、皆さん方の方針を進めていくのではないかという感じが見えるものですから。そうであれば狩俣委員が先ほどから指摘していたように、十分に保護者や現場の先生方と相談をして、納得いくような形で取り組んでいただきたいということを申し上げたいわけです。皆さん方の方針も県立特別支援学校編成整備に関する懇話会の方針もたまたま一致したかもしれないけれども、こういうような形の進め方についてやはり慎重にやっていただきたいことを申し上げたいと思います。これは隠し立てするような問題ではないわけです、新聞に出ているわけですから。もう一つは、皆さん方は7校のうち4校を老朽化による改築を計画しているということもあるわけですね。こちらに書いてある「7校のうち4校を老朽化による改築を機に地域のニーズにこたえられる教育環境を整備すると説明しました」とおっしゃっているわけです。ですから、こういうことは恐らく沖縄振興計画の期限と一致するのではないかという感じがするのですが、これはどうですか。今、申し上げました7校のうち4校を老朽化による改築、これについての時間的、期限的なことについて沖縄振興計画との関係もありますか。

○仲村守和教育長 沖縄振興計画が平成23年までですので、それで我々としては高率補助がとれるそういう期間において、やはり各公立学校の校舎改築等は進めたいということであります。

○兼城賢次委員 本音と建前がありますから、やはり見えてくるのはこういうことも含めて時間が設定されていて、そして統合もやむを得ないという形で進めてきているのではないかと見えるわけです。そうであれば、もう少し早目、早目に関係者と話し合いを進めて、本当に皆さん方が間違いない、こういう教育方針でいいということであれば、恐らく関係者の方々も理解するだろうと思います。しかし、そうでなくて、時間を設定して平成23年度までにあれこれ建物を、計算した場合にこの時間内でやらなくてはいけないというものが出てくるのではないかと思えるわけです。ですから、時間を設定してしまつて進めてしまうと話し合いが非常におろそかになってしまうと私は思っております。私のこの指摘は間違っておりますか。

○仲村守和教育長 兼城委員の御指摘のとおり、期間を区切って話し合いをするというわけではございませんので、そういうことで3月策定というのを1年間延ばしていいということで、期間限定をしているわけではございません。

○兼城賢次委員 ぜひその点は慎重に配慮しながら、進めていただきたいと思えます。

次に、陳情第32号の沖縄学生会館の存続に関する陳情ということで、午前中に伊波委員、赤嶺委員からも質疑がありましたが、仲村教育長は学生が不利益にならないようにいたしますと、いろんな選択肢があるということをおっしゃってございました。その選択肢の中に、賃貸もありますと、奨学資金をもらっていると言っておりますが、この奨学資金という意味はどういうことですか。その選択肢の中に奨学資金もありますと先ほど答弁してございましたね。この建物を改築したりするのに、いきなり奨学資金が出てくるというのがわかりにくいものですから。

○仲村守和教育長 もしも、この寄宿舍がつかれないというときになったときはいろんな選択肢がございますよという話でありまして、不利益にならないように、例えば人材育成に大学生への奨学金などもありますので、そういうのを活用するとか、経済的に困らないような状況をやってあげないといけないのではないかという説明であります。

○兼城賢次委員 今、仲村教育長が答弁している奨学資金の話と賃貸問題というのは、現在、入寮している学生に対することだけですか。

○仲村守和教育長 奨学金という場合には、これは県民対象、すべて対象ですのでそういう活用という面で言っているわけです。

○兼城賢次委員 事は、沖縄学生会館の存続はどうするかということを知っているわけであって、今、仲村教育長がおっしゃっているような奨学資金で対応しますと言いながら、全県民的に対象としますとなると、奨学資金の支給の問題とこの寮が残るか残らないか、それと奨学資金の仲村教育長の説明では整合性は全然成り立たないですよ。それで、この学生会館の存続に対する答弁になるのですか。

○仲村守和教育長 先ほど申し上げたのは、寮を壊すと、なくなるときどうするかという御質疑に対していろんな選択肢がありますと。もし建てかえることもできるかもしれませんが。そして、それもできなければ、あるいは賃貸もあるかもしれませんが。そして、不利益にならないような形の奨学金の紹介やいろんな選択肢がありますという意味でありまして、今後、この千葉県の学生会館をどうするかということの今後の方針については、あくまでも耐力度調査を終えた後で、そして実際にそのまま存続できるのか、あるいは補修で済むのか、あるいはこれは危険建築物になって壊さなければならないのかという状況がくると思います。そのときにどうするかということで、我々だけの判断ではなくて、土地は県の土地ですけれども千葉県とも相談しないといけないでしょうし、あるいはほかの部局とも相談をしないといけないということで、いろんな条件がありますよ、選択肢がありますよという中でのさっきのお話です。

○兼城賢次委員 よくわかりませんが、千葉県と相談するというのはどういうことですか。

○仲村守和教育長 もし、敷地を分割して売るとかという場合、あるいはそこに学生から要求があつて半分を売り払って、その金でつくってくれという要求も出ています。いろんな状況が出てきたときに、その中に道路を通さなければいけないとか、敷地内の分割の開発工事の場合には許可対象になるという項もあるようですので、そういうときになってくると千葉県との相談が必要ですよ

というようにいろいろ出てくるということです。

○兼城賢次委員　そういう無理な説明をしないでください。あれは1000坪でまとまったところですよ。1000坪のまとまったところを開発工事をすれば、確かに千葉県の許可が必要なのはそうかもしれませんが、今、千葉県に相談をしなければならぬというのはもっとですね、その存続そのものが千葉県に相談をしなければいけないのかなという錯覚を起こすわけです。あるいは、もし危険除去で建てかえなければいけないというときになって、そういう場合に千葉県の同意を得なければいけないのかという誤解を受けるわけですね。当然に千葉県にあるのだから、それは千葉県の開発行為の許可を得なければいけないのは当然だと思いますが、そういうような回りくどい、誤解を与えるような説明をしなくていいと思います。県がやるか、つくるか、つくらないかということだけです。特に危険でこの建物は撤去しなくてはならないという場合になったときに、皆さん方は奨学資金や賃貸制度もあるという形でこの建物を再度建築をせずに、その1000坪余りの土地を売り払って一般財源化しようという相談をしているわけではないでしょうね。

○仲村守和教育長　そういう相談はしておりません。

○兼城賢次委員　相談はしてなくても、総務部あたりが動き出すような形ではないでしょうね。

○仲村守和教育長　これは教育委員会が管理しておりますので、これを一般財源化していくということにはならないと思います。

○兼城賢次委員　間違いなくこの1000坪の中で7割を売っても、あとの300坪は残るから、その7割を売った金でつくったらどうだという提案もあったということ仲村教育長が示唆しておりましたが、こういう方法もあるわけで、決してできない相談ではないと思うんですね。ですから、危険除去でこれをどうしても壊さなければならなかった後に奨学資金や賃貸などという対応ではなく、改めて建設をするんだというようなことを、皆さん方は教育委員会の管轄だと言っておりますから、皆さん方の判断で十分にできるわけですよ。

○仲村守和教育長　そのあたりを沖縄県国際交流・人材育成財団、関係部局とも相談をして、先ほど兼城委員もおっしゃった選択肢の1つですので、これも

含めていろいろ考えていきたいと思います。

○兼城賢次委員 関係部局というのはどこですか。沖縄県国際交流・人材育成財団は皆さんの委託先ではないですか。皆さんが委託しているのなら相談をするかもしれないけれども、少なくともあなた方教育庁の方針に従うような財団ではないですか。

○仲村守和教育長 やはり声を聞かないといけないわけですので、やはり相談をしないとけないと思います。関係部局というのは、県の財産を扱っていますので総務部あたりとも相談をしていかないといけないと思います。

○兼城賢次委員 先ほど申し上げましたように、総務部が動いているんじゃないだろうと言ったら、自分たちのことだと言うから。また、こうだと言ったら総務部も関係するということだから、本音と建前が見え隠れしながら進められて、危険除去になったときには本当に更地にして売り払うのではないかと。そういうことになったら、教育格差というのは広がりますよ。沖縄県には、貧乏学生がたくさんいる。そこに機会を与えていくというのが大事ですので、そして先ほどから平成14年度から平成19年度の定員、人数の件もありますが、これも工法の関係があると思います。そこら辺をひとつ教えてください。

○仲村守和教育長 先ほどの件ですが、財産取得については知事権限で我々が管理しておりますが、これをどうこうするというときには知事の決裁、知事と相談をしてやらないといけないという状況でありますので、それについてはそういう状況のときには相談をせざるを得ないと思っております。

○兼城賢次委員 知事と相談するのはシステム上そうだと思いますが、問題は危険除去のときなんです。耐力度調査するのは安全面から見て当然にやらないといけないと思います。私どもが確認しておきたい、そしてやってもらいたくないこととやってもらいたいことがあるのは、危険除去のときに1000坪ありますから、それは大きいですよ。その中を全部売り払うのか、やはり一部の300坪を残して700坪を売っても新しく規模を縮小しても残していくのかということが一番大事なんです。それを判断するのは皆さん方だと思うんです。その判断の材料を知事の決裁を受けるかもしれないけれども、皆さん方がそういう判断ができるかどうかというのは、できないということになると教育現場は全然責任がないということになるのですが、どうですか。

○仲村守和教育長 これは教育委員会の意向というのが取り入れられていくだろうと思っておりますので、そういうときになったときはどうするかというのについて、いろんな選択肢がありますので、相談をしてまいりたいということです。

○兼城賢次委員 最後にしますが、危険除去を前提として私は質疑しています。その中で一番最悪の事態は、1000坪を売り払ってしまうこと。少なくともやっていただきたいことは、売ってもいいけれども売ったお金で、この3割を残してその中で子供たちの寮が存続できるということを期待しております。その件について決意だけでも聞かせてくれませんか。

○仲村守和教育長 兼城委員がおっしゃるのは、例えば7割を売って、そしてこの売ったお金で新しく建てかえてくれと理解してよろしいですか。それについては、やはり寮生にも迷惑をかけないということでやっていこうとありますので、その時点で前向きに検討してまいります。

○兼城賢次委員 きょうは、教育長から最初に勇退議員に対するねぎらいの言葉がありました。これは感謝申し上げます。同時に小橋川財務課長も私の顔を見るのを嫌だと思って、私も非常に気にしていたのですが。高等学校の生産物売上金の還元について、地方自治法上かなり問題だということで、小橋川財務課長は大変難しい顔をしていたのですが、2カ年ぐらいになりましたかと言ったら3年がかりだということで、去年の11月にやっとできたということを知ったときに長かったなというのと同時に小橋川財務課長の根気強い、地方自治法の運用でもって現場の子供や教員の期待にこたえていただいたということについては私も高く評価したいと。同時に、仲村教育長へはささやかなことであつたかもしれませんが、やった小橋川財務課長は私の顔を見るのは嫌という思いをしながら3カ年間取り組んできました。そういうことで手法、あるいは問題点はあるかもしれませんが、しかし一つの手がかりとして取り組まれた。そして実現したということについては、最後に評価をして終わりたいと思います。小橋川財務課長、ありがとうございました。

○辻野ヒロ子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第32号については、先ほどからありますように何らかの形で沖縄学生会館を存続させていただきたいと強く要望しておきます。

陳情第5号は、先ほどの辻野委員からもありましたけれども、宮古地区、八重山地区の県立図書館をなくすということは、ひとしく子供たちが情操教育を含めて、本に親しむという意味で一番大事なところだと思うんですよ。それを市立図書館ができたからといって、市立図書館があれば県立図書館は要らないんだという話になると県立中央図書館も那覇市立図書館もすぐそばにあるんだけれどもそれは別にしても、私は八重山地区へ行ったときにもこれを廃止するということは、とんでもないことだと。一体、教育委員会は何を考えているのかと。そういう面で島嶼県の沖縄において、そこは少なくとも子供たちの教育環境を守るという点で、八重山地区、宮古地区の県立図書館分館を廃止するということは、教育委員会として原点をみずから否定することになると思います。どんなに学力向上だとかを言ってしまうても、一番県としてやらなければいけない離島、僻地の子供たちに対してしっかりと移動図書館を含めてやるというのは当たり前で、これを民間がやりますか。やらないわけだから、そういう面では、ここのところはぜひ存続をするということが少なくとも皆さんが言っている教育委員会としての最低の責任ではないかと思いますが、いかがですか。

○仲村守和教育長 先ほど来申し上げておりますように、県の行財政改革プランに沿って、実際に現在5.5%という冊数の稼働率しかないという状況の中で、ずっと存続していくというのは非常に困難な状況であるという判断で平成21年から閉めたいということです。

○前田政明委員 収益性、いわゆる利用率、公的施設がどういう判断をするか。今言っている5%という貸出冊数であるのか、それともそこで果たしている社会的な意味、伝統文化、そして八重山、宮古文化の拠点になっている。図書館があるがゆえにいろんな行事やその他子供たちを含めてある。その教育的価値、社会的価値を何で判断するのかと。これは地方自治体の前の都市・地域計画論を含めて、自治体の評価を公的評価を何で判断するのかと。どう金に換算して、民間と同じように評価するかという理屈があったけれども、5%が10%、20%になったら残すんですか、今の理屈で言えば。

○仲村守和教育長 5.5%の貸出冊数ということも1つの条件ではありますが、やはり市町村の責任で各市町村に図書館を置いて、その図書館に子供たちが通ってそこで学習のセンター的な役割を果たしていくというのが第一義的なもの

だと思っておりますので、八重山地区につきましては県としての図書館のない時代に離島へ図書館を置いていったという役割は、県としてある程度終わったのではないかと考えております。

○前田政明委員 私は教育委員会の教育行政の根幹を放棄するものだ。すなわち沖縄県行財政改革プランというのはまさに医療、教育を台なしにするものだということを仲村教育長はみずから述べている。そういう意味で自己採点は幾らかと先ほどありましたので聞きたいのですが、それは抜きにして最後にまとめて聞きましょうかね。いろいろ失敗もたくさんあるし、周りからいろいろ聞くんですよ。ただ、言いたいことは、これは絶対にだめですよ。この県立図書館分館というのは残すべき、教育委員会として残すべきだということだけ言っておきます。

○辻野ヒロ子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、副委員長が委員長と交代する)

○前島明男委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第18号、陳情第33号は関連しますので、特別支援学校について質疑いたします。特別支援教育というのは何のためにそういう位置づけになったのですか。

○仲村守和教育長 普通学級の中に後期の自閉症の子供たちLD、ADHDなど気になる子供たちが非常にふえてきたという中で、特殊学校ということでこれまでは1つの場で特殊教育をやっていたのですが、それをその子供たち一人一人のニーズにこたえるような形で、近い場所やいろんな場所でやっということで特別支援教育と名称がえをして、法令改正がなされたと理解しております。

○前田政明委員 これは文部科学省のホームページによると、特別支援教育に関する「特別支援教育とは、障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加へ向けた主体的な取り組みを支援するという観点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改

善、または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものである」と、これが特別支援教育の目的だと文部科学省は位置づけて、そして今後の特別支援教育のあり方についての最終報告のポイント、ここでも「教育の方法論としていろいろあるけれども、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを専門家や保護者の意見を求める」ということですが、基本的には皆さんもこの立場に変わりはないですね。

○仲村守和教育長 はい、そうでございます。

○前田政明委員 仲村教育長は、目の見えない方、聴覚の不自由な方についてどう思いますか。

○仲村守和教育長 質疑の趣旨がよくわかりませんが。

○前田政明委員 私が聞きたいのは、障害者の一人一人の教育的ニーズにこたえる。すなわち、人間として生まれた以上、どんな障害を持っている人でもそれなりの尊厳と人間として生きていくための教育、そして生きる手法、そして仕事ということをしっかり保証していくというのが、私は社会教育を含めてこの特別支援教育の今日の到達点ではないのかなと。そういう場合に、いろんな事情で視覚や聴覚を失って、そして生まれた、または途中でそうなったという人の人生というのは、私たち健常者と比べて物すごい困難があるのではないかと、そこのところはどう認識されていますか。

○仲村守和教育長 これは申すまでもなく、障害の中でも盲の方々は特に大変なハンディを負っておられるということで、聾についてもそうではありますが、これについてはやはり健常者としては、ノーマライゼーションの考え方でやっておりますので、お互いの中で受け入れる中でそういう障害を持っている方々に対する支援、あるいは一緒に生活をしていく、差別や隔離というものではなく、同じ中でやっていくという立場を今後とっていかなければいけないと思っております。

○前田政明委員 そうしますと、障害者自立支援法の問題で広い所で障害者がここへ来て、土の宿の木村浩子さんが身を震わせながら、障害者自立支援法というのは自分はトイレへ行くのも我慢していると。障害の重い人ほど重たくて、これは障害者自殺支援法だと言いながら、何で人間が人間らしく生きるのにお

金を取るのかと。そして、何で障害の重い者ほど負担を多くするのか。人間が生きるなら当然に人間らしく生きるためのサービスは無料でなければいけないのではないかということを書かれていたんです。特別支援教育をやる場合に一人一人の教育的ニーズというのが書かれていますよね。私が言いたいことは、採算、要するにこれは採算性が合うとか、合わないとか、これは経費がかかりすぎるとかというような判断の仕方では、この特別支援教育はそもそも非常に難しいですよ、どうですか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおり予算面とか財政面ではなく、やはり一人一人障害を持つ方々の教育的ニーズに対応していくという理念のもとに進めておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○前田政明委員 私も恥ずかしい話、この県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校の問題が出るまではそういう状況が余り理解できていなくて、一般的にそういうことだと思っておりましたが、やはり関係者の話を聞いて、この教育のすごさというのと、それからそういう弱者について日本の歴史、沖縄の歴史から言えば行政が先によし、わかったということでやってあげているわけではないですよ。この県立沖縄ろう学校、県立沖縄盲学校でも最初に県立が必要だということをやったのですか。

○仲村守和教育長 私立から始まっております。

○前田政明委員 そこで先達というか、そういう状況の中で私財をなげうって、人間としてこれでいいのかと、沖縄の状況はこれでいいのかと思われた方々がいたのではないですか。

○仲村守和教育長 県立沖縄盲学校につきましては、宮崎県出身の高橋福治氏が1921年に私立の沖縄訓盲院として設立したと。その後追いとして、1943年に県立盲学校として発足していったという経緯がございます。県立沖縄ろう学校の聴覚障害教育につきましては、大正13年に鹿児島県出身の田代清雄氏によって創立された私立沖縄聾啞学校というのが始まりでございます。

○前田政明委員 そういうことで、そういう中から一步一步世論が喚起されて、非常に涙ぐましい努力の中でここまで来たわけですよ。全国で盲学校、聾学校は幾つありますか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 平成19年5月1日現在の学校基本調査に基づく資料がありますが、盲学校が全国で71校、聾学校が全国で104校となっております。

○前田政明委員 沖縄県はそれぞれ1校ですよ。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 はい、御指摘のとおりであります。

○前田政明委員 盲学校が71校、聾学校が104校というと、47都道府県ですから非常に少ないですよ。1つの都道府県で一番多いところは幾つありますか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 すべての都道府県は申し上げられませんが、大きいところでは北海道が道立盲学校が5校、東京都が4校、県レベルでいきますと長野県で2校という例がございます。

○前田政明委員 少し細かいことを聞きますが、盲学校、聾学校の生徒数が以前よりも少なくなっているということですが、この障害者、障害児の中で盲学校、聾学校の在校生の割合、全障害児の中での盲学校、聾学校の割合というのは何パーセントですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 パーセンテージは把握しておりませんが、おおよそでお答えしますが、平成19年5月1日現在の特別支援学校の在校生が1785人です。県立沖縄盲学校が69人、県立沖縄ろう学校が76名ですのでほぼ5%前後という状況です。

○前田政明委員 全国的にはどうなんですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 全国の数であります。特別支援学校の在校生が約10万4000名でございます。そのうち盲学校が3600名、聾学校が6500名程度ですので、1000名を1%と見ますと盲学校が3%前後、聾学校の在校生が6%前後の在席率でございます。

○前田政明委員 資料で見ると、盲学校の場合は71校で、国立が1校、私の資料では公立が68校、私立が2校、聾学校の場合は104校で、国立が1校、公立102

校、市立が1校です。私が聞きたいのは、障害者の中でも障害の種類によっていろいろと違いますけれども、少数派といいますか、先ほど言った障害の割合が少ないと皆さんは言う。しかし、そういう流れの中での障害のいろんな状況によって、それに見合う教育というのを一つ一つ文部科学省も皆さんも障害者の皆さんとともにつくってきているわけですよね。そういう面で盲学校、聾学校というのはそれなりの特徴というのがあるのでしょうか、教えてください。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 聾学校、盲学校にしましても、やはり他の障害と違う特殊の障害をお持ちでありますし、当然にそれぞれの私立から伝統的に聴覚障害教育、あるいは視覚障害教育という中で培ってきた伝統、あるいは教育成果も大きいものがあると理解しております。

○前田政明委員 障害が重複している障害児の小中学校の割合などいろいろな資料が文部科学省から出ているのですが、盲学校、聾学校へ行っている生徒でもそれぞれ障害の種類というのは重複障害がかなり多いと、この割合はどうですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 本県の平成19年度の状況ですが、県立沖縄盲学校の69人の在校生中、重複障害が16人ということです。20%弱が重複障害という状況になります。そして、県立沖縄ろう学校が76人中、重複障害の在校生が11人ということです。

○前田政明委員 では、仲村教育長、県立沖縄盲学校の果たしてきた役割、教育委員会として県立沖縄盲学校のすぐれた点、いわゆる障害児教育の中で特出すべき点、全国的に見ても評価すべき点というのがありますか。

○仲村守和教育長 視覚障害の教育は、全盲の児童生徒に対して点字、触覚、聴覚を活用した指導や弱視の幼児、児童生徒に対する視覚に配慮した指導など、あるいはつえを用いた歩行の指導、情報機器の活用指導等を自立して社会参加をするための基礎的な指導を盲学校でこれまで果たしてきたということで、盲学校のこれまでの本県の視覚障害教育に対して大きな貢献をしてきたと認識しております。

○前田政明委員 この前、関係者のお話の中で盲学校で先生をされた方の経験で、苦勞しているけれども非常に明るい話をしていましたが、そこに勤めて、

實際上この子供たちにどういう教育をしていいか暗中模索だったと。しかし、田んぼのあぜ道を歩かせて、転んだり、つかんだりとかいろんな意味で周りのものを理解するという意味で、今から考えたら大変だったけれどもと、あちこち自然にとにかく遊ばせるということで、その中でぶつかりながら教材も手探りでつくっていったというお話をしていましたけど。この前、新聞の論壇にもありましたが、お母さん方の話で小さい子供が自分がどういう世界に住んでいるかもわからない。でも、県立沖縄盲学校へ行って指先から、そして感覚の中から音を選ぶとか、お母さんの声だとか、そしていろんな状況を理解する姿に接して、これでやっと生きていけるんだと。この子は人間として生きていけるんだということを見つけ出したという話を私は聞いて本当に涙が出ましたけれども、そういう面で、県立沖縄盲学校そのものがセンター的機能として、県立沖縄盲学校の生徒自体がいろんな重複障害を抱えて、実質的には特別支援教育の全体的なものもやっているし、しかし、県には盲学校も聾学校も1つしかないわけですね。そこがみんなのよりどころになっていると。そういう面で、そのお母さんが本当にこの子が人間として成長していけるんだと。そして、将来は仕事にもついていけるという展望を盲学校で見つけ出すことができたと言っていましたけど、その辺はどう思いますか。

○仲村守和教育長 やはり、歴史的に見ても県立沖縄盲学校というのが視覚障害に対する貢献度というのは大変に高いものがあるということで、これまでのセンター的な役割を果たしてきたと理解しております。

○前田政明委員 この前、文教厚生委員会で先生方と父母の方と勉強会をやったのですが、私が非常に印象に残ったのは知的障害の養護学校の先生もやりながら、今、県立沖縄盲学校で教鞭をとられている先生が手づくりの教材で、知的障害者への教材と県立沖縄盲学校の目の不自由な子供たちの教材を示してくれました。カチャカチャと皆さん、これは何の音ですか。これは米の音ですということを聞きながら、これをさわってくださいということで生地をさわってみて、この違いがわかりますかとか、この部屋の反響を聞きながら空間を概念する。大体ここはこういうところだろうとか、一つ一つ指と耳を通して我々と共通の世界、概念をつくるための素地だと。それから、点字やその他を含めて本当に一つ一つ根気よくやっていく教育の場だと。そういう面では、知的障害者の子供たちの教育と県立沖縄盲学校の耳の不自由な子供たちの教育とは全然違うんですよと、私はなるほどなと非常に実践的に理解できたんです。仲村教育長はそういう現場を見えていますか。学校へ行かれたみたいですけども。

○仲村守和教育長 実際に授業をしている場とか、また高校にいたときの生徒が視力を失って、また専攻科のほうへ行っている子がおりましたので、その子を激励しながらということで県立盲学校へ行ったのですが、本当に大変な状況の中で子供たちが一生懸命取り組んでいまして、先生方が専門的な立場で指導なさっているなということで教材についてもすごい教材でありましたが、また、県立沖縄盲学校の子供たちで音楽にすぐれた男の子がいて、CDも出したということで紹介を受けました。そういうことで本当に一生懸命にやっている姿を見て、本当に胸を締めつけられたと言いますか、自分だったらどうかなと置きかえて考えた次第です。

○前田政明委員 私は、そういう意味で実質的に幼児から高等部、はりきゅうの専攻科の中でそういう子供、赤ちゃんが何十年か経ってからそこまでいく。先ほど言ったお金でとか、行政の都合などで、生まれて非常に厳しい状況にある子供たちが不安を持つようなことは避けるべきだと思いますが、どうですか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおりでありまして、先ほども申し上げたように県立特別支援学校編成整備計画においては専門性や安全性が損なわれないように進めて検討していきたいということで、これからいろんな形で話し合いも進めていきたいということです。

○前田政明委員 聾学校の場合も同じことだと思うんです。私はこの前たまたま呼ばれて行ったら、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校、それから養護学校の関係者がおりまして、そこで今話をそれぞれ理解しようということで私はそばに座っていたのですが、沖縄ろう学校PTA会長の洲鎌さんなどが生まれた耳の不自由な子供に対してどうしようと、あとの何名かの子供は健常者だけれども日常生活のテレビの話からいろんな形で子供が置かれている状況が親として実際になかなか理解できないと。人工器具が耳に入っている子供の立場に立ちきれないと。そういう意味で本当にどうしたらいいのかという話があって、そうしたら県立沖縄盲学校の関係で頑張っている方々も同じ形で、そして、それを聞いていた養護学校の方は、私たちは、一人一人の子供たちの成長を望んでいます。一緒に力を合わせましょうということで、今度皆さんが県立大平養護学校で校舎を増築してくれという流れの中で話し合いをするということで、盲学校の皆さんの運動を含めた流れの中で、日ごろ校長へお願いをしても難しかった、県立大平養護学校の教室の増が急に決まったと言って、これは非

常にいいことではないかと。これは県立沖縄盲学校の皆さんの運動に感謝したらどうですかという話も出たのですが。仲村教育長、障害児を持っている親はみんな一致するんです。併設がどうか、盲も聾の方も知的障害児を排除しているわけではない。だけれども、皆さんは県立大平養護学校も含めてこの計画を説明していないでしょう。父母の方々に今度併設になりますという説明をいつやりましたか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 地域的な面では確かに中部地区全体は網羅する形で地区別説明会を持っておりませんが、那覇地区、南部地区、宮古地区、八重山地区という形で今後進めていく予定です。

○前田政明委員 県立大平養護学校でやりましたか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 県立大平養護学校という形で個々の養護学校ごとにやってないですが、中部地区におきましては県立沖縄ろう学校校区ということで中頭教育事務所管内ということで呼びかけて持っておりますが、同様にすべての学校でというわけにはいきませんが、今後そういう形で必要であれば、個々の学校で説明会を持っていきたいと思えます。

○前田政明委員 いいかげんにしなさいと言うんだよ。あなた方は本当に一人一人の子供の成長を願っているのか。この論壇は悲しいですよ。こういう情報が伝わらない中で県立盲学校の単独存続は決して知的障害者を排除していない。だけれども、しかるべき責任者が出している。私は聞きましたよ、私の近くにもそういう何を言っているの前田さんと。何も説明がないよと。だから、教育委員会はけんかさせるつもりじゃないかと言っていましたよ。これは悲しいことですよ。だから、先ほど言った障害者みずから県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校の父母が呼びかけて、中心的な人たちが先ほど言った話し合いをしたんです。皆さんがやったのではない。皆さんがやっているのは、この文部科学省が言っているような一人一人の教育的ニーズを把握して、本当にこの子が生まれてよかったという教育をするつもりでやるなら、当然最初に養護学校のPTAという直接かかわるところへ説明するのが当たり前ではないか。それをやらないで、それぞれの親を泣かせて、どうなるのかと不安を持っているのは健常者の子供の親の不安とは違うんです。先ほどの採点ではないけれども、自己採点をしたら最低だよ。こういう特別支援教育の原点を忘れていてはいませんか。私はそれが残念なんです。これは事実でしょう。仲村教育長が答え

てください。

○仲村守和教育長 ただいま瑞慶覧総務課長からありましたように、中部地区ではそういう説明会を持ってありますが、各地区のいろんな障害種の親がおりますので、そういう方々に県立特別支援学校編成整備計画、あるいは特別支援教育と先ほどから前田委員がおっしゃっている一人一人の教育的ニーズに対応する教育の理念などがまだ浸透してないと思っておりますので、それについても含めて各地区でぜひ説明会を持っていきたいと思っております。

○前田政明委員 仲村教育長、各地区ではないでしょうか。これは各地区の問題ですか。皆さんは特別支援教育として併設をしようとして名前まで書いているじゃないの。県立沖縄盲学校の名前を書いて。仮の名前まで準備しているんでしょう。教えてください。その仮の名前は何かですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 名称等の特定として検討していることではありませんので、現在は全くそういう検討は進めておりません。

○前田政明委員 名称案は今は特にないのですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 通常、学校の編成整備計画をする際には全体の方向を確認された中で、各学校ごとに校舎ごとの編成整備の委員会をつくってまいります。そこには学校長、PTA会長等々を入れまして校名も含めて検討するようなシステムでございまして、今回の特別支援学校はどの学校においてもそこに至っておりませんので、具体的な校名等の検討については全くやっておりません。

○前田政明委員 このB特別支援学校（仮称）、現県立沖縄盲学校、A特別支援学校（仮称）、現県立沖縄ろう学校という形で文書が出ているんじゃないの。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 これはあくまで仮称の頭文字のA、B、Cとアルファベットをふしているわけであり、通常、学校名称は開校準備委員会等で校名等募集したりといういろんな形で校名を決定していきますので、これはあくまでも仮称の単なる頭文字ということで、名称を決定しているではありません。

○前田政明委員 私が言いたいことは、あたかも何かしら既成事実が動いていて、懇話会の話が沖縄振興計画がどうのこうのという形で要するに予算が限られていますよという行政的な話をやっているのは皆さんとしては知らないとしても、何で先ほどは地域ごとと言いましたが、併設をしようとしている対象のところの県立沖縄盲学校、そして県立沖縄ろう学校でやったときに県立大平養護学校の父母や関係者の話はなぜ聞かなかったのですか。

○瑞慶覧長行教育庁総務課長 先ほどちょっと説明が不足だったかもしれませんが、全体の説明につきましては全体の校長会、あるいは教頭会で説明をしておりますし、それから各PTA会長の集まりが、全体の特別支援学校のPTAの集まりがありました。その場で全体へ説明をしております。確かに御指摘のとおり、各個々の父母や保護者等に対して説明がまだ不十分だということについては御指摘のとおりですので、今後十分に理解が得られるように説明を進めていきたいと思っております。

○前田政明委員 仲村教育長、私はびっくりしました、皆さんの仕事のやり方に。校長会でそれぞれ説明したと。皆さんが本当に障害児を抱えているお父さん、お母さん、特に盲、聾という形で困難を抱えて、いろいろとさまよいながらやっこの学校に来て、親としては自分が早く死ぬのに、この子はどうなるのかと。若いお母さん、お父さんを含めたら、もう眠れないでしょう。その中で本当によりどころとして、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校に来ているわけです。そういう流れの中で、地道に毎日愛情をかけてもらっている流れの中でがらっと環境が変わろうとしているわけでしょう。それを知的障害者がふえているから、先ほど言った聾、盲の方々は今のところ伸びないだろう、70名ぐらいだろう、そしたらあいているだろうという形で皆さんはどんどん懇話会で話をして、そして行政説明をしていると。その中で皆さんはどうですか、私たちはこう思いますがどうですかとここで学んでいる父母や先生から話を聞かないで、元OBかわかりませんが何名かでやって、あとは行政区ごと云々といったら一番大事な一人一人の地域のニーズとか言いますが、一人一人の子供たちの状況に見合うようにやるのが特別支援教育ですよと文部科学省は最初に言っているわけでしょう。仲村教育長、これは大きな混乱を招いているんですよ。それともう一つは、やはりこういうやり方では盲学校にしろ、聾学校にしろ、先ほど言ったように県がやったのではない。そういう流れの中で蓄積されてきた失ってはならない沖縄で唯一1つしかないわけです。離島からも来るわけです。卒業生もそこに戻ってくる。自分の心のふるさとだから。そこが卒業生の

生きがいのある、そして後輩を先輩方が激励するわけでしょう。いろいろあるけれども頑張れよ、自分たちは大人になってこうして頑張っているんだよと先輩方がいろんな学校行事に来るそうですよ。そして、お互い激励しているわけでしょう。私が言いたいのは、少なくとも皆さんは特別支援教育をやる事業主体なんだから、そういう面でその子供たちを忘れてはいけないのではないですか。親を忘れてはいけないのではないですか。こういう話し合いをして、1年間とかで説明会をやって、何かをやるという状況にはさらさらないと思いますが、仲村教育長は私が言おうとしているのはわかりますか。皆さん、大失政ではないですか。原点を忘れていないのではないですか、教えてください。

○仲村守和教育長 やはり特別支援教育と学校教育法が改正されて、それを受けて本県としても特別支援教育を見直そうという中でこういう形の案が出てきたわけですので、今御指摘がありますようにそういう説明不足ということと、保護者、あるいは先生方等にも今後しっかりと各学校に説明をしていきたいと思えます。

○前田政明委員 そういう面ではいろんな状況を踏まえて、この文部科学省の特別支援教育を推進する旨、聾、養護学校のあり方についての中で、この特別支援学校の制度では視聴覚障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害等複数の障害のおのおのの対応をして、専門の教育部門を有する学校を設けることが可能となる。また従来のように視覚障害、聴覚障害、知的障害等に対応して特定の教育部門のみを有する学校を設けることも同様に可能であるということで、他都道府県のものをインターネットで取りました。筑波大学附属盲学校はそのまま付属視覚特別支援学校、横浜市立盲学校は横浜市立盲特別支援学校、横浜市立ろう学校は横浜市立ろう特別支援学校という形で移行の途中ではあるけれども、それぞれこの特性、大事なところを踏まえてやっているんです。だからお金がない、那覇市、その他のところでこの養護学校を本当はつくらないといけないと思えます。そういう面では、そこを理由にして併設云々と言っていたが、先ほど言いましたように父母を代表する方々とも私は懇談をしましたが、それぞれ盲の代表、聾の役員の方々も心は一つだと。私たちは一つになって、この問題を解決しなくてはだめだということで、障害者が力を合わせて社会参加を含めて、本当の意味での存在を子供たちのために訴えていかなければならないということが、皆さんが作り出していただいた対応の中で広がっている、我々が言えば弁証法的なものですけれども、やはり権利を守る、子供を救いたい、子供の未来を守りたいという親の気持ちは一つになって、おかげさまで連

帯が広がっていますよ。そこにメールのように、そういう署名行動はやるなどか、例えば学校の先生がこういうことに加わったら差別するということはないでしょう。仲村教育長、教えてください。

○仲村守和教育長 先ほどのメールの問題は兼城委員にもお答えしましたように、そういうことはあってはならないと思っております。

○前田政明委員 要するに飛ばすとか、私はそういうことは絶対にあってはならないと思いますが、念のために確認したい。

○仲村守和教育長 そういうことは、毛頭ございません。

○前田政明委員 こういう経過を述べましたので、もっといろいろと言いたいのですが、やはりこういう沖縄の歴史の中で大変困難な中、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校は頑張ってきておりますので、そこはそれなりの学校として存続することも単独校でできるわけで、あとの養護学校の皆さんと父母同士で対立させないように、申し訳ないということで説明不足でしたと、少なくとも県立大平養護学校などいろんなところを含めてそういう関係者の皆さんに対してはこの議論も踏まえて、そして私がこれまでかかわったことを踏まえて、誠実にちゃんと対応していただきたいと思いますが、どうですか。

○仲村守和教育長 今回の件で知的障害児をお持ちの親と、盲、聾の親の対立があっては、これはゆゆしきことですので、それについてはお互いに理解ができるように先ほど申し上げましたように各学校にもきちんと説明をしていきたいと思えます。

○前田政明委員 父母は1つなんですか。父母は対立してないのです。そういう話し合いをしたんです。対立させたのは、あなた方なんです。だから、申しわけなかったと、順番が逆でしたということでお騒がせして済みませんでした。これは白紙なので、先ほど言ったように時間をかけて、懇話会なので県教育委員会としては皆さんの要望も聞いて、先ほど仲村教育長が言っているようにそういう教育上のものが守らなければこれは単独校でもあり得るわけだという趣旨を含めてしっかりと。皆さんが混乱させていて、父母はそれぞれ自主的にお会いして誤解のないようになっているわけです。だから、そういう努力をされているんです。皆さんはそれに見合うような責任ある、私は謝罪と言いま

すが、皆さんなりに申し訳なかったという形でちゃんと対応すべきではないですかと言っているんです。全然、違いますよ。今の答弁では、全く当事者意識というのはないじゃないですか。

○仲村守和教育長　ここで私がそういう謝罪ということにならないと思いますので、そういう過程の中でこれがきちんとした方針として出たわけではなく、パブリックコメント、要するにいろんな意見を聞いている途中でありますので、そういう中で私は最初、前田委員のおっしゃることはそういう父母間でのそういう理解と不具合があったのかと思ったのですが、そうではないということでもありますので、それについてはやはりおっしゃるとおり理解を一我々の編成整備に関しましても今後きちんとした説明をしていきたい、やはり説明不足ということでもありますので。

○前田政明委員　要するに皆さんが、何で一番大事な子供を預けている父母に一度も説明をしないまま事態が過ぎたかということです。

○仲村守和教育長　今、完結したわけではなく、これから1カ年間かけてやりましょうと答弁をしましたので、3月時点で策定しようという話がありましたが、これは1カ年間やりましょうという中で今後そういう話し合いもやっていきますので、そういうことでこれはだめでしたというわけではないのです。そう理解していただきたいと思います。

○前田政明委員　私が言いたいのはあくまでも皆さんが併設など具体的にどんどん出して、一定の直接かかわっている父母の皆さんがこの説明を受けられないという流れの中でどんどんマスコミにも報道されてくる。マスコミを通じてわかるとかというようなことが当事者としては許されないでしょうと。特別支援教育というのは、一人一人の子供の成長、人生を大事にするという意味でかかわっている父母の皆さんの意見を尊重していただきたい。今後、そういう状況を踏まえてしっかりと対応していただきたいし、そうであるならば私はこの陳情の趣旨に沿って教育委員会が対応していただくことを強く要望しまして終わります。

○前島明男委員長　ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今回の陳情第18号に関しては、前田委員のほうからいろいろありましたが1点だけ。私はこの3万3000人の署名に対して説明や方法論がどうも当事者、または現場の人々と仲村教育長がおっしゃるようなところに非常に意識のギャップを感じるんですよね。ですから、物事をやるときには懇話会にまずはということよりも、まずは現場の人たちと話し合いをした上で、情報を集めて、それから考え方を集めて、そこからどうしてスタートしないのかというところがいつもですね。そうしてそこからそごが生まれてきて、こういう波紋を広げて、またそこから戻していくというような、これは今までにさまざまなこれは教育庁だけではなく、いろんなところで見られる現象なんですね。私は沖縄県が現場、または対象になっている方々とのやり方そのものにいつも人としての問題を感じるんです。そこら辺は皆さんの中でどうなんでしょうか。あえて教育者と言わないのですが、人として物事の運び方に対してちょっと表現が難しいのですが、そこら辺は何も今回だけではないんですよ。こういうことは何度も繰り返しているわけですね。そこに本庁にいられる皆さんとのギャップというのをいつも感じるものですから、今回のこともそういうところに反省があると思うのですが、まず3万3000人の署名についてどういう認識でいるのですか。

○仲村守和教育長 やはり3万人余りの方々が単独校を存続ということで署名をなさっているということについては非常に重く受けとめております。

○比嘉京子委員 先ほど前田委員が読み上げておりましたが、この特別支援学校制度というのは何も合併した形ではなくても、それぞれを大事にしていくわけだから合併しない方法も選択肢の中にあるという理解でいいですよ。

○仲村守和教育長 それは選択肢の1つでありますので、一人一人のニーズに対応するということでもありますので、例えば1時間も遠くまでバスに乗っていく子がいれば、やはり近場の学校へ行ってもらうとか、そういう対応ができる学校をつくっていこうという意味での一人一人の障害を持っている子供たちへの対応という意味ですので、それについては単独であろうと、併設であろうと、統合であろうと、これについては県教育委員会、設置者がどうするかという判断ができますので、これについては必ずしも全部統合していくということではないと思っております。

○比嘉京子委員 そういふことですから、新聞紙上にすぐ去年の段階で合併論

が載ったり、具体的な名称で載ったりするわけですから、そこから問題が起こっているわけですが、今いみじくも仲村教育長がおっしゃったことは一人一人を大事にするというお話ですから、そうであるならば物事を何かするときにはその人たちにまずどういう状況かを、現場から物事を発想させていくということを、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会を3回もやってからではなくて、やる前に現状はどうなんだ、どういうニーズがあるのか、どういう意向を持っているのかというのが先で、先ほど仲村教育長が現場にいかれた話をしたと言いましたが、それはいついかれたことなんですか、県立沖縄盲学校に行ったのは。

○仲村守和教育長 去年です。

○比嘉京子委員 それは県立特別支援学校編成整備に関する懇話会がスタートする前ですか。

○仲村守和教育長 県立沖縄盲学校についても、県立沖縄ろう学校についても県立特別支援学校編成整備に関する懇話会の前に行っております。

○比嘉京子委員 では、私は仲村教育長が十分に感じていると思いますので、本当に行ってみれば十分な現場、またはその方々からの意見がスタートラインにあるということが、やはりそごを起こしているのではないかということ指摘して次の質疑にしたいと思います。

もう1点ですが、盲の子供たちは小学校に入る前が非常に大事だということを父母の方から聞いておりますので、今学校だけではなくもっと手厚く就学前のところにもやはりそういう支援をしていくことも今後ぜひ考えの中に入れていただければと要望しておきたいと思います。

では、委員の皆さんが質疑していない説明資料40ページの陳情平成19年第112号について、最後に1点だけお聞きしたいと思います。栄養教諭の加配について、この間の本議会においてもお聞きしたところですが、まず平成20年度に何名が任用試験を受けて、何名が任用される予定になっていて、どういう配置になっていくのか、その計画についてお聞きしたいと思います。

○仲村守和教育長 受験したのが21名でございます。

○比嘉京子委員 合格者は何名でしょうか。

○仲村守和教育長 合格者は12名で、任用は14名を任用したいということで国頭地区に2名、中頭地区に4名、那覇地区に3名、島尻地区に3名、宮古地区に1名、八重山地区に1名、合計で14名を平成20年度は栄養教諭として配置していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 合格者以外にプラス2名がありますが、それはどういう考え方ですか。

○仲村守和教育長 プラス2名というのは、去年からの継続登載ということですよ。退職しないで残っているということです。

○比嘉京子委員 沖縄県では、任用が今年が14名になると理解してよろしいですね。

○仲村守和教育長 はい、14名でございます。

○比嘉京子委員 去年4名でスタートしていますので、今後どのような食育の展開をどのようにしていくのか、なかなか見えない。それから任用も今後何年度に全員任用するとかという計画があるのか、ないのか、何年度までに全部を任用するのか、しないのか、そこら辺の計画も見えないのと、それから今任用している人たちが去年からやっている人たちをプラスして、今どういう時点にあって、それをどうしていくのか、そこら辺をお聞きしたい。人数と内容についてお聞きしたいと思います。

○仲村守和教育長 去年、4名の任用から研究指定として4名の任用をいたしました。今年も14名でやはり栄養教諭として研究をしていただくということで、指導内容や教育課程への位置づけ、あるいは学級担任との連携のあり方などを栄養教諭として、食育をどうするかということをやっていただくということでございまして、そういう成果を受けて今後どうするか、全国の動向も見ながら今後の配置、拡大等に努めていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 今、ブロック単位で何名かずつ配置しているわけですが、今年で研究の成果をある程度見きわめて、次年度からどうするかという展開をしたいということではないのですか。例えば、研究をずっと続けていかれる、どこ

まで研究とっていくのか、そこら辺が見えないのでお聞きしているのですが。

○仲村守和教育長 3年間をめぐりにモデルとして研究するということです。

○比嘉京子委員 去年配置した4校にも今年も配置しているのですか。

○仲村守和教育長 その学校を指定しておりますので、退職された後には配属しております。

○比嘉京子委員 と言いますと、来年度末で4校は3年が到達すると理解してよろしいですか。来年度で一応研究の成果となるものを平成21年度までに4校から何かが上がってくると、今言ったようなところを、そこから全県的に展開を結びつけるような指導のあり方というのが、基本的に出てくるものだと理解してよろしいのでしょうか。

○仲村守和教育長 3年間の研究指定ですので、平成21年度には3年間の研究成果として上がってくると思いますので、それを受けてどれぐらい拡大できるかどうか、そのあたりも財政的な面もございますがそういうことも相談しながらやっていきたいと思います。

○比嘉京子委員 1つは、今おっしゃっていたような指導内容や学級との連携などいろんな項目があると思うのですが、今後県立総合教育センターのほうにそのような栄養教諭の中から県立総合教育センターのほうに派遣をして、どういう展開が全県的にできるのかという栄養教諭を教材研究等も含めて、私としては各教科の先生方は県立総合教育センターのほうに派遣をされて、そこで科目の研究をなさる。そして、それをまた現場へ広めていく。そういうようなことが必要でないかと考えているものですが、そういうことも検討されますか。

○仲村守和教育長 そういう研究する室がないといけませんので、例えば何科に対応する研究室が今ございません。そういうことで、今後そういう食育を広げる上で県立総合教育センターでの研修ができるかどうかは今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○比嘉京子委員 やはり新しい科をするときに、今おっしゃったようなことを踏んでいくというのは十分に理解できます。私の経験ではこれまでも生活科と

というのが小学校一、二年生でスタートしたときのことを今思い出しているのですが、そういうときに指定をする。そこで全県から公開授業を見に来るとか、先生方がそこから学んでいって地域の中で教材を見出していくということで広げていった経緯があったと思うんですね。同様にいけるかわかりませんが、食育に関しましても全国に共通的なものと、地域的なレベルの問題というのは食という地域性があるわけですから非常に大きいだらうと思うんですね。そういう意味でも沖縄県は率先して新しい科目に対するスピード感のある体制づくりを私はぜひ要望したいと思っておりますので、ぜひこれは来年度へ向けてのテーマとして考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 食育に関しましては、知育、徳育、体育の基礎となるのが食育だと思っておりますので、その食育につきましてはおっしゃるようになんかという形で実際に授業、実践ができるかどうかは、やはり先生方のスキルアップが必要ですので、これについては今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

○比嘉京子委員 それから来年度の任用に関しましても、こういうちびちびではなく、一気にできるようにぜひ結果を出すべくスピードアップをして皆さんに強化して取り組んでいただきたいという要望を申し上げて終わりたいと思っております。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○前島明男委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の条例案件について、お手元の議案書により御説明いたします。

議案書の37ページ、乙第8号議案沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、御説明いたします。

那覇市東町会館の県民アートギャラリーについては、平成19年11月に開館した沖縄県立博物館・美術館に充実した設備を有する県民ギャラリーが設置されたことで、県が県民に対し美術作品を展示する場を提供する役割を果たすことができるようになったことから、本条例を廃止するものであります。

以上、文化環境部所管の乙第8号議案について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○前島明男委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、文化環境部長の説明を求めます。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは議案書の38ページ乙第9号議案沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

公害紛争処理法施行令の一部が改正された趣旨を踏まえ、公害紛争処理法に基づく調停の手續において、当事者間では最終的な合意が成立しない場合でも、公害紛争処理機関による判断が下れば、当事者がそれに従い、紛争解決に至ると見られる事件があります。

このようなことから、公害紛争処理法に基づく仲裁手続の利用を促進するため、仲裁の申請人が納める手数料の額から、同一の事件につき調停の申請について納めた手数料の額を控除することとする等の必要があるため、条例の所要の改正を行うものであります。

以上、文化環境部所管の乙第9号議案について御説明いたしました。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○前島明男委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化環境部関係の陳情平成16年第49号外24件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念建次文化環境部長。

○知念建次文化環境部長 それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の資料陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次(1)から(6)のとおり、継続24件、新規1件となっております。

初めに、継続審議となっている24件につきましては、処理方針に変更ありませんので説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の40ページをお開きください。

新規の陳情第26号の3について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄県離島振興協議会会長仲村三雄氏外1人でございます。件名は、離島・過疎地域振興に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を御説明いたします。

3の海岸漂着ごみ焼却処理機能を有する施設の建設について、離島の海岸漂着ごみについては全国的な問題なため、国においては循環型社会形成推進交付金において、市町村が漂着ごみを含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合、同交付金を活用できることとなっております。

また、平成19年度に拡充された海岸漂着ごみに関する支援策として、災害廃棄物処理事業費補助金があります。

当該補助金は、これまで、市町村（一部事務組合を含む）が行う、災害に発生した際の家屋の瓦れき等の廃棄物の収集、運搬、処分に係る事業を補助対象としてきておりましたが、外国由来を含む漂着ごみ問題が近年深刻化してきていることを受け、新たに災害に起因しないが大量のごみの漂着等、おびただしい量の漂着ごみの処理を市町村が行う場合に補助対象とできることとなっております。漂着ごみを処理施設まで運搬する費用も補助対象となっております。

県としましては、今後とも国と連絡を密にし、市町村等が漂着ごみの処理ができるよう指導、助言等を行っていきたいと考えております。

次に、5の世界遺産登録についてです。

世界自然遺産の推薦候補地の琉球諸島については、鹿児島県のトカラ列島以南から沖縄県全域にかけての広い範囲が対象となっておりますが、その中において西表島及びその周辺海域は、ヤンバル地域や奄美諸島等と並ぶ重要な地域と考えています。

世界自然遺産に登録されるためには、登録対象地域住民の理解と協力が必要であり、地元自治体を初めとする関係機関の連携のもとに、積極的な普及啓発を行っていくことが重要であります。

そのため平成20年1月、西表島において環境省、沖縄県、鹿児島県及び竹富町の共催で、世界自然遺産登録に向けた取り組みとして琉球弧自然フォーラム2008 in 西表島を開催したところであります。

今後も、竹富町を初めとする関係機関等と積極的に連携を図りながら、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け取り組んでいきます。

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○前島明男委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 説明資料12ページの陳情平成17年第158号の株式会社沖広産業の管理型産業廃棄物最終処分場についてですが、幾つか同様の陳情が出ておりますが、その後の状況をお聞かせください。

○知念建次文化環境部長 現在、読谷村役場、事業者、地域住民及び県を入れまして4者の意見交換会等を開催したところですが、その後はその状況がそのままの状態、現在読谷村からの公開質問状に対する回答を県のほうで準備しております、その回答をやる準備を行っているところでございます。

○赤嶺昇委員 4者で話し合いをしたのはいつごろですか。

○安里健環境整備課長 4者での意見交換会が行われたのは、平成19年11月27日に読谷村の文化センターにおいて行われております。

○赤嶺昇委員 それで今の説明だと読谷村から公開質問状を出したということですか。

○知念建次文化環境部長 4者の協議会をやる以前に読谷村からの公開質問状が出ておりますので、それに対する回答を準備をしているというのが現状です。県のほうに公開質問状が来ているものですから、その回答を読谷村役場へやるということで回答の準備をしているところです。

○赤嶺昇委員 これは正式にいつ回答する予定ですか。

○安里健環境整備課長 実は前に一部この公開質問状に対して回答しております、残った一部のものでございますのでこの部分を今整理しております、早目に回答したいと思っております。

○赤嶺昇委員 そうしますと県が回答して、この問題は今後どのような形で進んでいきますか。

○知念建次文化環境部長 以前にもお答えしたかと思いますが、その許可については羈束裁量ですので、読谷村、地域住民及び事業者の話し合いが行われるところでありまして、その辺の動向等を見きわめて、それと我々が回答を準備している公開質問状の動向等も見きわめた上で、いずれかの時期においては許可の判断をせざるを得ないというようなことになろうかと思えます。

○赤嶺昇委員 処理方針の最後に厳選に審査をしてまいりたいということなんですよね。ですから、皆さんが審査をする中でいつごろ最終的な判断をする予定なのかお聞かせください。

○知念建次文化環境部長 いつごろという時期までは明示できる状況にはないのですが、いわゆる技術的な審査の状況、読谷村から出された公開質問状に対する読谷村役場等の状況を見きわめた上で、ある面、不作為な状況が長く続くということも憂慮される場所ですので、そういう状況を見ながら判断の時期を見きわめていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 続いて説明資料29ページの陳情平成19年第32号の浦添市への産業廃棄物最終処分場は名護市と本部町からも同じような陳情が出ていますが、3カ所の候補地に対して住民説明会を開催すると載っておりますが、住民説明会等についてはどのようなになっていますか。

○安里健環境整備課長 3カ所の候補地につきましては、実は本部町、名護市には住民説明会にはまだ至っておりません。浦添市伊奈武瀬の海域におきましては、学識経験者、専門家、行政の方々に集まっただいて、環境への影響等の調査をやっているところです。問題点をそこで抽出していると思えます。

○赤嶺昇委員 浦添市伊奈武瀬については調査しているのですか。調査をして、これから説明会をするという流れなのですか。どのような日程になっていますか。

○安里健環境整備課長 浦添市伊奈武瀬につきましては、これまで2回の懇談会を持っておりまして、あくまでも港湾区域になっておりますので、その中で処分場を建設するに当たって、港湾計画改定の中で出てくる資料作成の基礎資料を求めているところです。要するに環境に与える影響がどういうものなのかという形で意見を出し合っているところでございます。

○赤嶺昇委員 住民説明会というのは2回やったと理解したらいいのですか。

○知念建次文化環境部長 浦添市伊奈武瀬については、那覇港との関連がございまして、那覇港は一般の処分場の位置づけなのですが、これを管理型産業廃棄物最終処分場の位置づけに変更しますと、計画面での変更手続等も必要になるものですから、事前の段階において那覇港との関連で有識者等にその課題抽出のための整理を依頼しているところです。おっしゃっている住民説明会というのと別の次元の話で、港湾計画の改定等のための課題抽出の作業を浦添市伊奈武瀬についてはひとつやらないといけませんのでその作業をやっているということです。その住民説明会については、それと別次元で3候補地についての住民説明会をしたいのですが、まだその段階まで至っておりませんという状況です。

○赤嶺昇委員 浦添市については那覇港との関係ということですが、これは浦添市もそれを理解しているのですか。

○安里健環境整備課長 この懇談会の中に浦添市の政策調整監に入らせていただきまして、それぞれの御意見をいただいているところです。

○赤嶺昇委員 別次元で住民説明会をやる、その次の段階で住民説明会をやるということで理解していいのですか。

○知念建次文化環境部長 住民説明会については、3候補地いずれについてもこれからやる必要があると認識しております。

○赤嶺昇委員 平成23年度に供用開始を目指していますよね。これは皆さんのスケジュールとしてはどうなんですか。

○知念建次文化環境部長 現段階ではまだスケジュールどおりやりたいということの表明をしたいのですが、1年間、ある面進んでない状況がありますので、そういう状況を踏まえると厳しい状況も想定せざるを得ないのかなということがあります。

○赤嶺昇委員 これは物理的に住民説明会も含めて仮に理解が得られても、そ

これは平成23年から供用開始できるということはまだ方針として持っているのですか。これはできるのですか。

○知念建次文化環境部長 ある面、その工事期間が2年ないし3年の状況を想定しておりますので、そういう面でいくと平成20年度の中で地域住民の理解、あるいは市町村の理解を得られるような状況まで持っていければ、平成23年度末あたりには間に合う状況にあらうかと思えます。

○赤嶺昇委員 浦添市以外の残り2カ所の住民説明会もまだということですよ
ね。

○知念建次文化環境部長 はい、そういうことです。

○赤嶺昇委員 3候補地に説明をして、まず先に1カ所を進めるわけですよ、皆さんの計画では。説明会をして、どのように決めるのですか。理解を得たところからやるということですか。

○安里健環境整備課長 赤嶺委員のおっしゃったとおり、ある程度理解が得られたところから進めていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 それぞれの陳情は、反対の陳情なんです、3つとも。これをこれから今年度という話の中で、一方では最終処分の問題というのは非常に大事な問題ですから、平成23年度の供用開始というのは見直しを迫られていると思いますが、これは見直しになるのではないですか。

○知念建次文化環境部長 平成20年度の状況によっては、赤嶺委員がおっしゃる状況も出てくることも考えられると思えます。ただ、現時点でその見直しまで言及することについてはまだ可能性を探ってきたいという状況です。

○赤嶺昇委員 浦添市の話を知ると、あそこは海ということもあって、いろんな方々から厳しいのではないかという意見があって、恐らく北部地域もいろんな状況があってそれを言っていると思うのですが、皆さんの感触としてはそれは理解が得られるような感触は持っているのですか。

○知念建次文化環境部長 今の段階ではまだそういう感触が得られる状況には

至っておりません。おっしゃるように管理型産業廃棄物最終処分場については、トータルとして非常に逼迫しているような状況というのは、ある一方では打開しないといけない状態ですので、そこは理解が得られるような努力は引き続きやる必要があるという認識です。

○赤嶺昇委員　そもそもこれは以前からで、去年の3月にこの陳情が出ているんですね。去年1年間から今まで地域住民説明会はできなかった理由は何ですか。

○知念建次文化環境部長　今の状況でいきますと、名護市、本部町、浦添市の行政の部分についての説明までしかできていない状況です。その行政の部分の説明についても理解が得られているという状況には至ってなくて、ある面行政の部分とそれをひとつの契機にしてと言いますか、行政を抜きにして住民にダイレクトに行くわけにもいきませんので、その辺をうまく行政とそれから地域住民の方々との説明会がうまくできるような状況を何とかつくりだそうということでやっていますが、まだその段階まで至ってないというところです。住民説明会を乱暴にセットしてやっていくということもまだ一面非常に気になる場所がありますので、説明会をやる上での理解も事前に得る必要があるだろうということで行政、地域の区長などの方々との話し合いとやっていますが、なかなかそこまで至っていないという状況です。

○赤嶺昇委員　わかりました。そうすると皆さんはまず行政、行政区というんですか、そこを経て、その次の段階で地域住民への説明会に持っていきたいという流れなんですか。

○知念建次文化環境部長　今はそういう流れで考えております。

○赤嶺昇委員　これは厳しいと思いますね。率直に言うと、行政、浦添市もはっきり出していますよね。皆さんが次の陳情にも関連しますが、大事な政策であります。今のペースでこれは望みを持たせるために平成20年度まで見ると言っておりますが、現状としては行政側が、浦添市は話を聞くとおっしゃっていますよね。話は聞くとおっしゃっておりますが、実際にその後浦添市に話をしましたか。

○安里健環境整備課長　浦添市の所管課のほうには何回か行っております、

いろいろ事情は説明しているところです。

○赤嶺昇委員 平成23年度は厳しいのではないかとということを指摘しておきます。

最後に1件ですが、説明資料33ページの陳情平成19年第58号の株式会社倉敷環境の問題ですが、文教厚生委員会で視察もしてまいりましたが、現在の状況はどうなっていますか。

○安里健環境整備課長 これは毎回この質疑をちょうだいしているのですが、実は4者協議会というのを持っておりまして、県、中部福祉保健所、沖縄市、株式会社倉敷環境という中で進行管理をやっておりまして、ある程度山のほうも片づいている、量的には少ないのですが改善されている状況にあります。

○赤嶺昇委員 ピークで何メートルから何メートルに減っていますか。

○安里健環境整備課長 廃棄物の撤去量として御説明したいと思います。平成9年9月6日に第3回進行管理会議のほうで示された前月8月の改善状況で廃棄物撤去量が4662立米ということです。それから平成19年11月12日の第4回進行管理会議におきましては、9月、10月と撤去量が報告されておりまして、9月が7670立米、10月が3069立米ということです。それから平成20年1月30日に第5回の中では11月と12月の2カ月で508立米とこれはかなり少なくなっているのですが、年末に一般廃棄物がかなり入ってきたという状況もございまして、この分で撤去量が少なかったという状況がございます。

○赤嶺昇委員 我々が見たときの山は、高さとして減ったということになっているのですか。

○安里健環境整備課長 実は、安定型最終処分場の部分と管理型最終処分場の部分もございまして、手をつけている部分が、安定型最終処分場に手がけているという状況がございます。見た目にはすぐ目に見える形で低くなったということではないですが、ある意味こういう努力は今のところしているということです。

○赤嶺昇委員 現にいろんな指摘があって、水質の問題などもいろいろ出てきましたから、今、基準を超えているということですから、そこは早目に対応し

ていただきたいと思っております。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 説明資料40ページの陳情第26号の3の3番の海岸漂着ごみの焼却処理機能を有する施設の建設についてというところですが、これを見ますと今回、循環型社会形成推進交付金というのが該当するようですが、その内容についてちょっと教えていただけませんか。これを活用して焼却施設をつくることができるということですよ。どれぐらいの交付金が出るのか、その内容を教えてほしいのですが。

○安里健環境整備課長 循環型社会形成推進交付金という位置づけですが、この交付金につきましては市町村が海岸漂着ごみを含めた廃棄物処理施設を整備する際において補助対象とするとともに、漂着ごみを既存の焼却炉において適切に処理するように破碎施設等の必要となる能力増強のための整備についても推進することができるということです。現制度で県の場合は2分の1の助成でありまして、それで進められるということです。総経費の2分の1をこれで助成ができるということです。

○辻野ヒロ子委員 説明資料25ページにも説明がありますね。今回、沖縄県離島振興協議会から陳情が出ておりますが、平成19年度から海外漂着ごみに関する支援策としてもその補助金があるということですよね。

○知念建次文化環境部長 平成19年度からそういう補助金が活用できるようになった、交付金の活用ができるようになったということです。

○辻野ヒロ子委員 その件に関してですが、最近、海外の漂着ごみも多い中で市町村は処理量に大変苦慮しているんですよ。そういう意味でもこれまでそういう補助がなかったので、市町村に大変な負担がかかっていたと思うのですが、これは具体的にはどこの市町村からというのは上がっておりませんか。

○知念建次文化環境部長 具体的に市町村からその交付金活用の分については上がっておりませんが、平成19年度においても県から課長会議等 dengan 交付金があるので活用してくれという通知、説明は既に済んでいるところなんで

すが、それと下の方にありますごみの収集運送についても、現にモデル事業を石垣島あたりでやっていますので、そういう面については環境省、あるいは農林水産省等各省庁漂着ごみについてはいろいろと制度を拡充してきている状況が見られますので、我々としては市町村にその制度の説明をして活用できるようにもう少し啓発をやっていきたいと思っております。現在のところまだそ活用についての交付金申請はございません。

○辻野ヒロ子委員 市町村からそういう話はよく聞かれるのですが、そういうきちんとした制度が市町村の方に浸透していないのではないかという気がするのですが、それで今回離島からのそういう要請も上がってきていると思うんです。それでそういう制度をぜひ活用させていただくように市町村にも、予算の面でも苦慮しているということを知るので、そのあたりをもっと県のほうが市町村に指導していただきたいと思えます。

○知念建次文化環境部長 もうすぐ4月を迎えます。年度初めにそういう担当課長会議を毎年開催しておりますので、その席上でも十分に強調して説明していきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 どうぞよろしく願いいたします。

あと1件ですが、教育委員会のほうにも世界遺産登録の件はやはり文化環境部と両方でかけ合っていますので、竹富町のことで、これも1月に琉球弧自然フォーラム2008in西表島を開催したということですが、あと一息です。皆さんの強いバックアップをしていただいて、ぜひ世界自然遺産登録、文化遺産登録もあわせてお願いしたいと思えますが、知念文化環境部長の決意をお聞きして終わります。

○知念建次文化環境部長 世界自然遺産への琉球諸島、奄美諸島も含めての登録の件につきましては、本会議でも答弁申し上げたと思えますが、現在、ヤンバルの国立公園化、むしろ石垣島、西表島につきましても国立公園化が済んでおりますので、もう一つはヤンバルの国立公園化が今大きな課題で、そのヤンバルの国立公園化が実現して、その次に世界自然遺産登録という段取りだと我々は環境省から伺っておりますので、ヤンバルの国立公園化に関する部分についても環境省が平成19年12月から今年の2月にかけて3回、ヤンバル地域の国立公園に関する検討会を開いておりますので、それについても県もできるだけバックアップするような形で国立公園化に向けた動きを加速させるということ

を環境省ともども働きかけていきたいと考えております。それがなければ、次に世界自然遺産登録もあり得ませんので、目下はヤンバルの国立公園化へ向けた動きを環境省ともども加速させていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 並行してお願いいたします。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
兼城賢次委員。

○兼城賢次委員 説明資料33ページの陳情平成19年第58号の株式会社倉敷環境の件で赤嶺委員から指摘がありましたが、住民との話し合いが持たれたとき、県の方も参加をされて住民とのやりとりを株式会社倉敷環境と聞かれているわけですね。問題は、住民の声を直接皆さん方は当局も聞いているわけですから、これについて皆さん方はどういう対応をしないといけないかと十分に承知していると思います、住民の意思をですね。これはなかなか状況の変化がないということで、案の定、住民の意見からすればこれは納得するわけにはいかないし、不信感をどう払拭していくかということも皆さん方は一緒になってやらなければこれは解決しないと思うんですよね。これについてどういう方針でいくかお聞かせください。

○安里健環境整備課長 当日、私も沖縄市で行われた意見交換会に出席させていただきました。確かにいろんな意見がございました。実はその中で先ほども申し上げたのですが、県、中部福祉保健所、進行管理会議開いている状況を説明しているわけですが、現状は廃棄物を受け入れながら山の整理をしていくという状況がございまして。それでいくと、管理型最終処分場のほうが、試算して27年ほどかかるという説明がございまして。それから安定型最終処分場のほうが4年間でトータルすると31年ほどの時間がかかりますという説明が株式会社倉敷環境の方からその場で話されたわけです。これにつきまして、県としては住民を説得するには非常に無理があるだろうということもありまして、もうちょっと短縮できるような方法を4者の中で検討しているところであります。受け入れる量を少なくして改善へ向ける量を多くするともう少し期限が短くなるのではないかと考えているところです。

○兼城賢次委員 安里環境整備課長も参加されて、31年というのは住民が納得するわけではないだろうと認識されておりますね。これは当然のことだと思いま

す。それとなぜ沖縄市、中部保健所、皆さん方、株式会社倉敷環境の話し合いの中に、むしろ住民が早目に参加することによって、信頼関係がかなり崩れているわけですから、あれこれうるさいだろうと皆さん方は恐らく思っているかもしれません。しかし、現実的にこれが31年もかかるという話を納得しなさいと言ったら納得するわけではないですから、やはり住民に参加をさせて、住民の意見をどこまで受け入れることができるかということが逆に問題解決の取っかかりになるのではないかという考えがありますので、その件についてはどうですか。

○安里健環境整備課長 5回の進行管理会議を開いているところでございまして、確かにおっしゃるとおりこの中に住民の代表は入っておりません。細かい説明をやっておりまして、はっきり申し上げますと調整段階でございまして、これそのものが改善につながるという状況にありませんので、しっかりとした方針が決定された中で住民の方にも参加していただいて、住民の意見もいただくということになろうかと思えます。今はこういう形で検討しているところです。

○兼城賢次委員 肝心なのは住民なので、一番肝心なところが外されて調整中だというと、これは先送りにしかならないと思えます。ですからもうちょっと当事者である住民を皆さん方がどう話し合いに参加させていくかということが、私はむしろ先決だと思います。

○安里健環境整備課長 この進行管理会議におきましては、現在、改善状況の進行管理のみではなく改善計画の内容についても検討しているところであります。そのため検討中の未成熟な情報を公にすることによって、確定情報として誤解され、地域住民の方々の中に混乱を生じさせるおそれがあるのではないかと懸念しているところでございまして。そういうことで、現在、進行管理会議の中には地域住民の参加につきましては、先ほど申し上げましたように改善計画の検討後に行うこととして、また改善計画については株式会社倉敷環境から県へ提出された後に公表したいと考えているところです。

○兼城賢次委員 私は逆だと思います。これはいろいろと誤解されるとおっしゃいますが、今の状態は誤解どころではないですよ。ですから、そういう説明の中でむしろ決定されて、検討委員会でも出される前に誤解されると言うけれども、今の状況は誤解どころじゃないですから、最初からこの問題を一緒にな

って検討したほうが、話し合ったほうがその検討委員会で出た結果を議論するよりも話のほうはスムーズに行くと思います。私は逆だと思います。検討委員会が出す前に、こういう誤解があるとおっしゃるけれども、そういう議論に私はやはりずれがあるのではないかと思いますので、むしろ今の時期からやるべきだということを申し上げているんです。

○安里健環境整備課長 兼城委員が御指摘されたことにつきましては、私どもも真剣に受け取って検討したいと思っております。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
親川盛一委員。

○親川盛一委員 先ほど辻野委員からも質疑がありましたが、継続の陳情平成18年第44号の3と新規の陳情第26号の3はいわゆる海岸漂着ごみ焼却処理施設の関係ですが、これは循環型社会形成推進交付金が交付されるということですが、これは沖縄振興特別措置法でもって2分の1が交付されると。そのあとの残りの2分の1は県、市町村が負担するのかどうか、そこら辺をお聞かせ願いますか。

○安里健環境整備課長 これにつきましては、地元の負担ということになります。

○親川盛一委員 結局、その事業を行う市町村が2分の1を負担するというのは、処理施設ですから何十億円がかかるわけですよ。そうすると地元の起債のめどとか、そういったものも考えておられますか。

○安里健環境整備課長 まだこの事例が今のところございませんので、そういうことも含めて検討していく必要があるかと思っております。

○親川盛一委員 それを考えていかないと恐らく市町村単独ではなかなか難しいだろうと思うんですね。

○知念建次文化環境部長 裏負担分の起債については、通常の事業と同様に起債の仕組みはあるということですので、当然に応分の起債ができるようになっております。

○親川盛一委員 そうでないと市町村では対応できないと思います。絵にかいたもちになりかねない。実際にこの施設をつくって、そしてその事業を進める場合においては、平成19年度からスタートしている災害廃棄物処理事業補助金が交付という考え方ですね。

○安里健環境整備課長 災害廃棄物処理事業補助金で、災害に起因しない海岸の漂着ごみについても、これで面倒見ることができるようになったということです。

○親川盛一委員 要するに事業をスタートして、ごみを収集、運搬したりなどいろんな費用がかかってきますから、これについてはこの補助金でもって対応していくのですね。

○知念建次文化環境部長 処理方針で私どもが答弁している部分については2とおありまして、焼却炉等の処理施設について平成19年度から交付金が活用できるようになりましたということが1つです。今、親川委員がおっしゃいました災害廃棄物処理事業補助金というのは、今までは災害に起因している分について収集、運搬だったのですが、それが災害ではない状態でも収集、運搬について補助金が交付できるようになりましたという2とおあります。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○前島明男委員長 再開いたします。

今回は、3月21日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長	前島明男
副委員長	辻野ヒロ子